

三党実務者協議関係資料

- 三党実務者協議（平成 25 年 3 月 28 日）議事要旨

- 三党実務者協議（平成 25 年 4 月 4 日）議事要旨

- 民主党提出資料
 - ・ 社会保障と税の一体改革（平成 25 年 5 月 16 日）
 - ・ 三党実務者協議提出資料（平成 25 年 1 月）

三党実務者協議（3月28日）の議事要旨

日 時：平成25年3月28日（木）17時00分～18時20分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、宮沢洋一議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、古屋範子議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員、梅村聡議員

- 三党実務者協議における議事要旨については、事務局が作成した上で、基本的に自党の発言部分をチェックすること、他党の発言部分についてはどうしても問題がある場合にのみ再度協議すること、自党の発言部分には他党の発言を入れないこととし、できるだけ速やかにとりまとめ、国民会議に配布することとなった。
- 年金制度の課題について、自民党・公明党がとりまとめた資料及び民主党がとりまとめた資料等を配布し、政府から年金保険料の徴収体制強化等について検討状況の報告を受けた上で、歳入庁を中心に議論を行った。
- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ 民主党が消費税引上げに反対したみんなの党と共同で歳入庁法案を出すとの報道があるが、三党の枠組みで議論しようとしているにも関わらず、そうしたことを行うことについては違和感がある。（自民党）
 - ・ みんなの党は消費税引上げに反対しており、歳入庁を作れば、消費税を引き上げなくても大丈夫との主張であると理解しているが、民主党がそうした党と組んでしまったら、これまでの民主党の主張はどこに行ったのかということになる。（公明党）
 - ・ 民主党も歳入庁について一定の考え方を持っているので、法案提出を考えている。自民党・公明党も一緒に歳入庁法案を提出する話に乗っていただけなのであればありがたい。（民主党）
 - ・ 今の税・保険料の徴収は、国税庁、日本年金機構、協会けんぽ、労働局と4つで行っているが、歳入庁を創設すれば、これを一つにでき、重複を無くせるので、効率的になる。利用者からみても、窓口が一つになるので利便性が上がる。併せて、免除の職権適用なども含め、保険料を今よりきちっと徴収する。ただし、国民年金のように1万5千円の定額ではなく、報酬比例の保険料にして、払える額の保険料をいただくのが前提である。他の国でも税と保険料を一緒にいただいているところはある。（民主党）
 - ・ 保険料の徴収をどこまで厳しくするのかという問題がある。税は払わないと刑事罰もありうるが、社会保険料は給付と負担の関係なのだから、払わなければならない税とは性格が異なる。保険料の徴収に税と同じような強制性を持たせることについては、

国民の抵抗も強いのではないか。また、民主党の案には、歳入庁は国税庁に近い最低限の人員で行うとあるが、今でも大変であるにも関わらず、これ以上、業務が増えては、業務効率が落ち、本来の税の徴収業務に支障が出る。国民の利便性についても、税・保険料は支払先が違って、振り込むだけなので複雑ではない。民主党は職権で保険料を免除すると言うが、職権免除を行うのに歳入庁は必要ではない。また、民主党の年金案ではすべての事業所から天引きすることになるのだから、わざわざ歳入庁をつくる必要はない。(公明党)

- ・ 民主党が挙げる歳入庁は、法律で検討することとなっている徴収体制の強化という目的になぜ資するのか、説明がなされていない。国税庁は課税最低限以下の人は対象としておらず、把握していない。歳入庁で課税最低限以下の人も対象にして、徹底的に所得を捕捉して、保険料を強制的にとるのであれば、その分コストもかかる上、国民感情から言っても疑問。年金は納めた分だけもらえる、社会保険の仕組みであり、それを強制的に徴収しようとする、そもそも受給資格という意味がなくなる。歳入庁について、どうやって今の5万6千人の国税庁の体制から人員を増やさずに、1万6千人で行っている年金機構の業務もやれるのか。それぞれの組織で求められる資格も異なり、効率的ではない。(自民党)
- ・ 歳入庁について民主党案を批判するのは良いが、税制抜本改革法で検討項目と規定されており、自民党、公明党から国民年金保険料の納付率を上げ低年金者を防ぐための対案を示すべき。歳入庁に反対して、厚生年金の適用拡大にも反対してばかりいれば前に進まない。(民主党)
- ・ 国民年金保険料の納付率を上げるには、まず免除されないような所得階層でも景気が悪くて支払えないケースがあるので、経済を良くして、払えるようにすること、次に、被用者でも国民年金に適用されている人が多いので、厚生年金の適用拡大を行うことが必要。徴収体制の強化の検討は最後の手段という理解。自民党は、厚生年金の適用拡大に反対だったわけではなく、拡大規模を縮小しただけであり、方向性は賛成したと理解。(公明党)
- ・ 法律の規定は、歳入庁を作ることが目的ではなく、年金保険料の徴収体制の強化等が目的。厚生年金の適用拡大について方向性は賛成しているが、業種によっては雇用などへの影響を大きいことに留意する必要。また、若い世代には、免除制度を知らないうちに受給資格を失ってしまうこともあるので、職権免除も考えればよい。さらに、非正規雇用を減らすなど、経済政策や雇用政策で対応すべき部分もある。なお、昨年の法案で低年金者に給付金を上乘せしたが、これも低年金者対策である。(自民党)

○ 次回の三党実務者協議では、年金保険料の納付率を上げる案について各党が持ち寄り、議論を行うこととなった。

(以上)

三党実務者協議（４月４日）の議事要旨

日 時：平成25年4月4日（木）17時00分～18時00分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、宮沢洋一議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、渡辺孝男議員、古屋範子議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員

- 国民年金保険料の納付率向上策について、自民党から資料を配布し、議論を行った。

- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ 国民年金保険料の納付率向上策については、現在、税制抜本改革法の検討規定に基づき政府で検討されているところであり、政府における検討を見守る必要がある。その上で、現段階で考えられる方向性としては、①経済政策・雇用対策による経済の発展と雇用の拡大・所得の向上、②国民年金制度の中に存在する被用者への厚生年金の適用拡大、③保険料負担能力を有する国民年金被保険者に対する徴収の強化、④保険料負担能力に乏しい国民年金被保険者に対する免除制度の有効活用、⑤年金教育、広報の推進が考えられる。年金制度内だけで考えるのではなく、経済政策や雇用対策を含めた総合的な対策として組み立てる必要。（自民党）
 - ・ 自民党の納付率向上策は、従来の方策の延長線上であり、根本的な解決にならないのではないか。現行の年金制度を前提にして納付率を向上するのは非常に難しく、結局、低年金者・無年金者の増加を放置することになるので、年金制度の抜本改革が必要ではないか。（民主党）
 - ・ 国民年金保険料の納付率向上策については、基本的に自民党と同じ考え。特に、雇用対策・経済政策に加え、教育支援も行うことにより、非正規労働者やフリーターという状況が続かないようにすることが重要。（公明党）

 - ・ 最低保障年金は財政的な負担が重いと言われるが、生活保護制度も全額税金であり、低年金・無年金の人が今後大幅に増加し、生活保護受給者になれば、国家財政のためにもならない。経済政策・雇用対策はやっていくとしても、年金制度についても、現状のままではなく、格差是正のための年金となるよう改革すべき。民主党の提案している年金一元化であれば、非正規労働者の適用拡大も一気にできる。歳入庁は、厚生年金の非適用事業者の逃れをなくす方策になる。確定申告が必要な人が窓口に行ったら保険料もあわせて必ず支払ってもらう。民主党政権時代に行った調査では1号被保険者の半分以上が年収100万円以下であり、民主党の年金案であれば、保険料負担が今よりも軽くなる人も多くいる。なお、すべての人の所得を把握するのではなく、賦課下限額を設けることとしている。（民主党）

- ・ 民主党の年金案では、現行の国民年金よりも保険料負担が増える人も多くいるので、未納・未加入の者が今よりも増えるのではないか。また、現役時代にゼロ保険料ということで保険料を納めてこなかった人にも最低保障年金を支給してしまえば、却って社会保険としての年金制度全体を空洞化させるのではないか。さらに、民主党の年金案では、自営業者の所得をどう正確に捕捉するのかが問題。拠出に応じて給付を行うという社会保険方式の基本的な考え方は堅持した上で、一時的に低所得に陥った人には保険料の免除で対応を行い、継続的に低所得に陥っている人には、雇用対策や経済政策で対応すべき。年金の最低保障機能で生活保護に代替することは健全ではない。厚生年金の未適用事業所の問題は、国税も年金機構も法人登記の資料に基づいて業務を行っており、情報量は同じである。税と保険料を一緒に徴収すると言うが、年金保険料も強制的ではあるものの、納付に応じて給付を受けるという考え方のものであり、税と全く同じではない。(自民党)
- ・ 非正規労働者が増えることで低年金者・無年金者が増えることの問題を年金制度の側で対応することは健全ではなく、非正規労働者対策など雇用対策でしっかり対応する必要。国民年金の納付率の問題のために、年金制度を抜本的に改革することが適当なのか疑問。(公明党)

○ 次回の三党実務者協議でも、今回の議論の続きを行うこととなった。

(以 上)

社会保障と税の 一体改革

成熟社会における公平・公正とは？

社会保障三党実務者協議及び

国民会議で議論すべき原理・原則論

民主党提出資料 平成**25**年**5**月

* 一部「人口減少社会という希望」広井良典著を参考

負担と給付の最終着地点は？

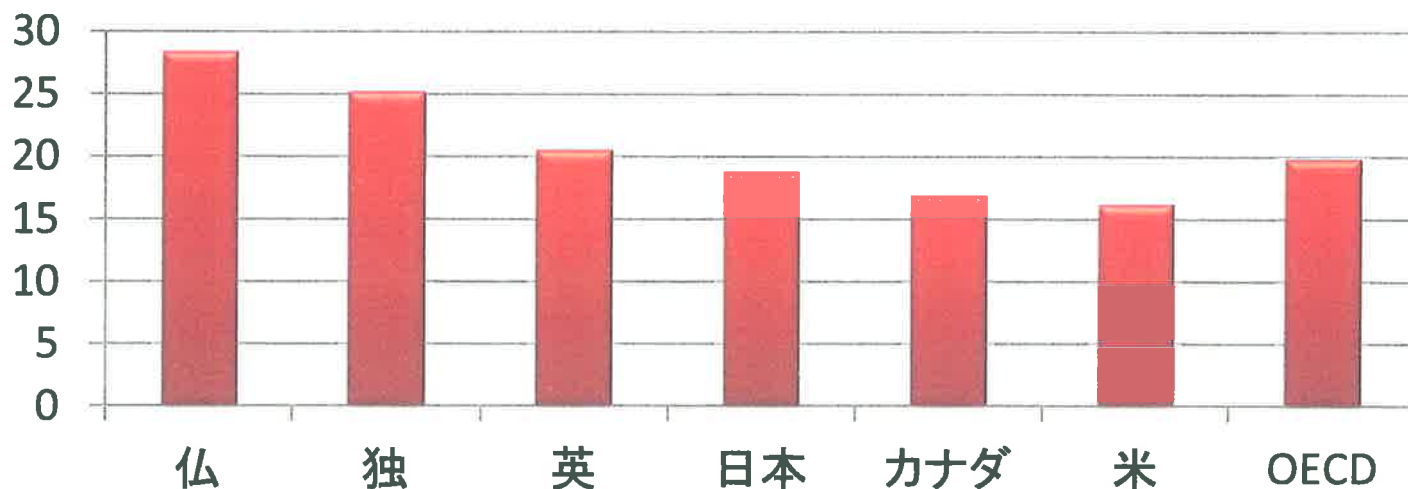
高齢化ピーク時の負担（税・保険料の国民負担率）
と給付（総合所得代替率）のあるべき姿は？

北欧型か、大陸ヨーロッパ（仏独英）型か？

* 65歳以上人口数ピーク2042年（約30年後）

65歳以上人口比ピーク2061年（約50年後）

社会保障給付費 2007GDP比%（OECD資料）



先進国最低の「人生前半の社会保障」に光を どこまで「人生前半の社会保障」を拡充するか？ どこまで「人生後半の社会保障」を改革するか？

高度成長
の時代

•生活のリスクの多くは、退職して以降の高齢
期に集中

成熟期の
時代

•若年失業率・非正規化が高くなり、生活リスク
が、「人生の前半」にも。不安定年金に連鎖。
•所得・資産格差が累積拡大し、若者の「機会
の平等」が損なわれる

社会保障における再分配機能強化 富の再分配機能をどこまでもたせるか？

「現役が高齢者を支える」から、「支える余力のある人が、そうでない人を支える」へ

社会保障政策における、格差是正・所得再分配のさらなる強化

現行年金制度は、年金がより給付されるべき層に給付されない一方で、手厚すぎる給付も生んでいる

三党実務者協議

提出資料

民主党

2013年1月

目次

○三党実務者協議の協議内容について（案）	・・・ 1
----------------------	-------

【年金】

○現在の公的年金制度の課題	・・・ 2
○民主党の年金制度について	
●年金制度の検討について	・・・ 3
●新制度の財政試算のイメージ	・・・ 8
●新しい年金制度（試算）とその論点について【素案】	・・・ 18
●同（参考資料）	・・・ 25
●同《現行制度付》	・・・ 40

【医療】

○高齢者医療制度の課題	・・・ 50
○国民健康保険の課題	・・・ 51
○被用者保険の課題	・・・ 52
○高齢者医療制度改革会議とりまとめに基づく見直しの骨子（民主党案）	・・・ 53
○同要綱案	・・・ 54

三党実務者協議の協議内容について (案)

1. 「確認書」(平成 24 年 6 月 15 日)に基づく協議事項

○今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかわる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

2. 「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成 24 年 6 月 15 日)に基づく協議事項

(子育て関連)

○成立法付則に掲げる検討事項

- ・幼稚園教諭の免許及び保育士の資格関連
- ・幼稚園教諭、保育士等の処遇改善のための施策、着在保育士の復職支援など人材確保の方策

- ・幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための安定財源確保
- ・総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方(法施行後 2 年を目的)

- ・次世代育成支援対策推進法の平成 27 年度以降の延長

(年金関連)

○高所得者の年金額調整

○短時間労働者の社会保険適用拡大

○国民年金第 1 号被保険者に対する産前 6 週間産後 8 週間の保険料免除措置

(社会保障制度改革推進法関連)

○今後の公的年金制度(社会保障番号制度を含む)、医療保険制度(高齢者医療制度を含む)、介護保険制度(サービスの範囲の適正化、国民負担の増大の抑制等)、少子化対策(待機児童解消等)に関わる社会保障制度改革のために必要な法制上の措置については、法施行後 1 年以内(H25. 8. 21)に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて実施する。

※ 社会保障・税一体改革においては、現在の公的年金制度について以下のような課題を設定して、議論を進めた。

現在の公的年金制度の課題

第8回社会保障改革に関する集中検討会議
(平成23年5月23日)配付資料1-1 抜粋

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

① 国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

② 年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③ 低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④ 年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤ 長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・物価及び賃金が下落する場合にマクロ経済スライドが発動せず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

年金制度の検討について

平成 24 年 9 月
新年金制度作業チーム

政権交代後、年金記録問題（現在 1600 万件の消えた年金記録を統合し、1300 万人、1.6 兆円分の年金記録を取り戻す）、紙台帳（7900 万人分）の全件照合（2013 年度中に完了予定）等の課題への取り組みが続いているが、年金制度そのものについても検討を重ねてきた。

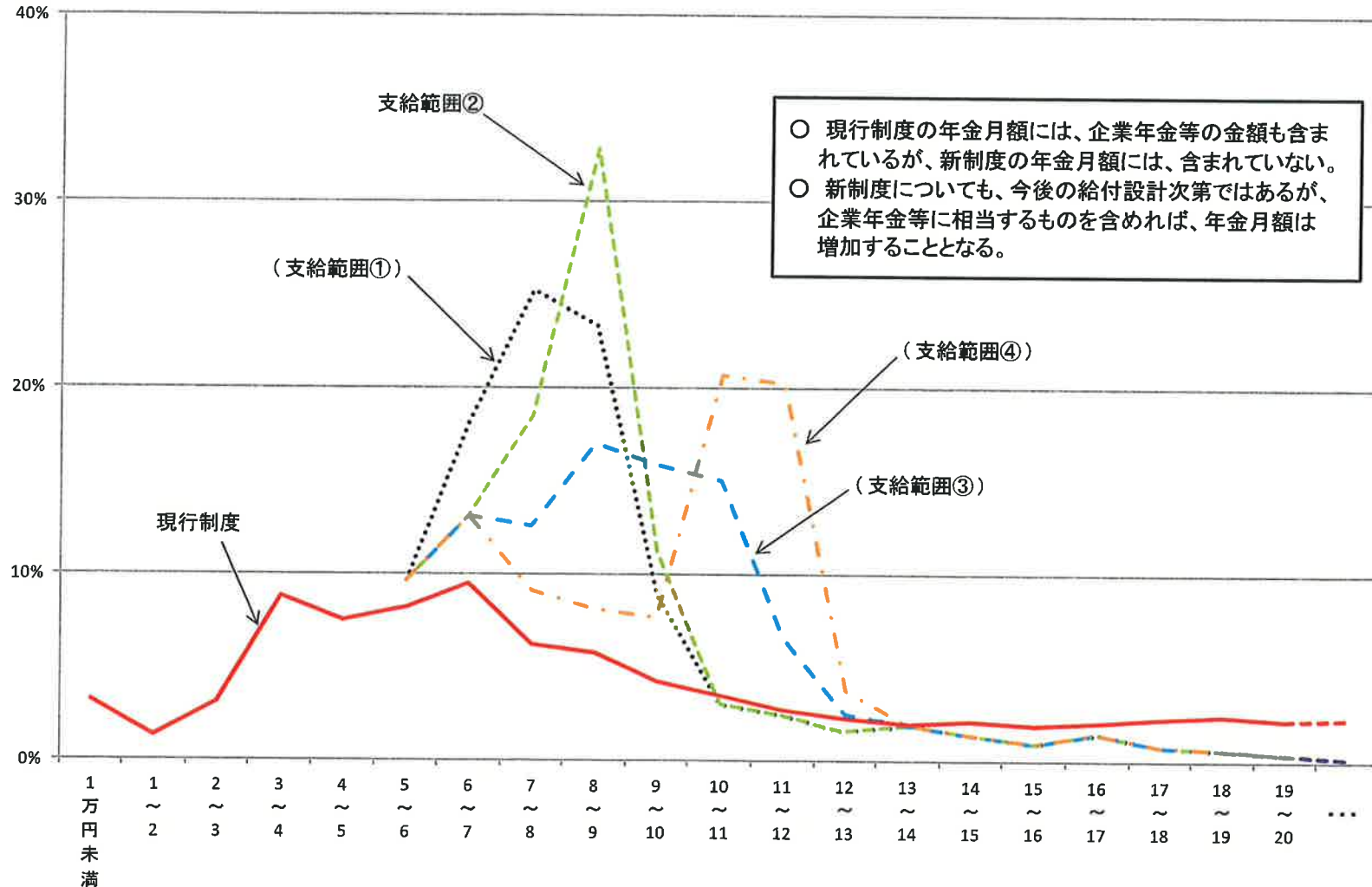
年金制度の今後の方向性は国民会議で議論することとなるが、現行制度の実情、新制度のあり方等について、現時点での検討・試算結果の骨子は、下記及びグラフのとおりである（試算及びその前提となる新制度骨子については、別添資料参照）。

国会のみならず、専門家やススキミ、国民各層に亘って、論点を共有し、広く議論を行うことが必要である。

1. 現行制度（職業別で受給額の分布の大きい制度）の実情
 - 複数の制度（厚生年金・共済年金・国民年金）が併存しており、職業によって加入する制度が異なる。また、国民年金保険料の未納が深刻な問題となっている。第 1 号被保険者の年収分布は低所得に偏っており、定額の保険料負担が厳しいことがその原因の大きな一つである（グラフ 2 参照）。
 - 第 1 号被保険者（国民年金）の満額老齢基礎年金は月額 6.5 万円程度であるものの、低年金者（低所得で保険料減免を受けた者）等も多く、高齢の生活保護受給者も増大している（表 2 参照）。低年金・無年金者対策が重要な政策課題である。
 - 上記 2 点を受けて、1 人当たりの年金受給額の格差が極めて大きいのが実情である（グラフ 1、表 1 参照）。
 - 制度の持続可能性については一定の経済前提（賃金上昇率、運用利回り等）の下で保証されているが、平成 21 年 5 月に、過去 10 年または 20 年平均の前提で試算すると、マクロ経済スライド（経済や人口の変化に対応して受給額を調整する仕組み）が十分に機能せず、積立金が早期に枯渇し、長期的な制度持続が困難であることが示されている。
2. 新制度（国民全員が同じで受給額の分布の小さい制度）の概要
 - 職業や転職の影響を受けないように、国民が同じ年金制度に加入する。
 - 1 人当たりの年金受給金額の格差が現行制度よりも小さい制度を指向する。
 - 上記 2 点を実現する年金制度を、①保険料財源による所得比例年金と②税財源による最低保障年金によって運営する。
 - 所得比例年金の受給額が低い低年金者は、最低保障年金によって受給額が補填される。この仕組みによって、現行制度と比べ、受給額が増える人と減る人が発生するが、その規模は、制度設計によって異なる（グラフ 1 参照）。

(グラフ1)

新制度と現行制度における年金月額分布



※ 現行制度の年金月額は、「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、年金局)の雑収入(公的年金、企業年金等)を集計した結果に基づく。
※ 新制度の年金月額は、見なし運用利回りでスライドした2065年度の名目額を2016年度まで賃金上昇率で割り戻したものである。

(表1)

新制度と現行制度における年金月額と比較

- 新制度は、生涯平均年収の十分位ごとの年金月額であり、現行制度は、現在の65歳以上の受給者の年金月額を十分位ごとに示したものであり、直接比較することはできない。(現行制度は、生涯平均年収によって年金額が算定される仕組みになっていない。)
- 新制度の年金月額は、2065年度のものであるが、現行制度の年金月額は、2009年時点のものであるため、マクロ経済スライドや既裁定者に係る物価スライドの影響など比較できない要素がある。
- 現行制度は、合算二分の効果は考慮しておらず、個人ごとの年金月額であるため、年金額が低い場合であっても、夫婦の受給額の平均で見れば必ずしも低いとは限らない。

(単位:万円)

	新制度				現行制度 (65歳以上)
	(支給範囲①)	支給範囲②	(支給範囲③)	(支給範囲④)	
第1十分位	6.0	6.0	6.0	6.0	3.4
第2十分位	6.8	6.8	6.8	6.8	4.5
第3十分位	7.1	7.7	7.7	7.8	5.7
第4十分位	7.5	8.0	8.3	9.0	6.8
第5十分位	7.9	8.3	8.9	10.3	8.3
第6十分位	8.3	8.5	9.4	10.7	10.7
第7十分位	8.7	8.9	10.1	11.1	14.9
第8十分位	9.2	9.2	10.8	11.4	19.6
第9十分位	11.8	11.8	12.1	12.2	24.4

(参考)

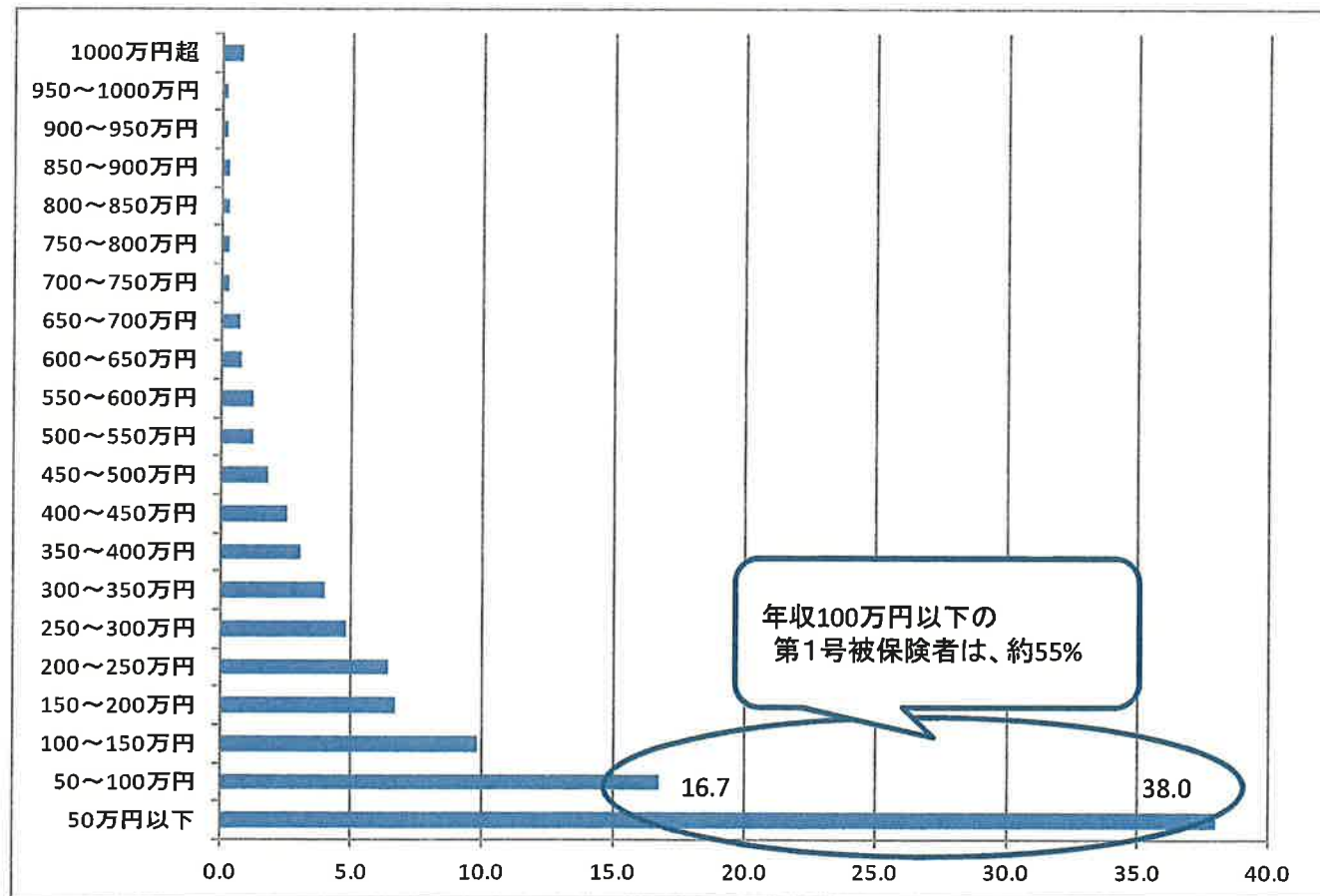
平均値	8.5	8.7	9.2	9.7	11.6
-----	-----	-----	-----	-----	------

※ 現行制度の年金月額は、「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、年金局)の雑収入(公的年金、企業年金等)を集計した結果に基づく。 2
※ 新制度の年金月額は、見なし運用利回りでスライドした2065年度の名目額を2016年度まで賃金上昇率で割り戻したものである。

(グラフ2)

第1号被保険者の年収分布について

- 自営業者や非正規労働者などの第1号被保険者の年収分布は、低所得に偏っており、年収100万円以下の者は約55%となっている。
- このため、月収10万円（年収120万円）の者で新制度の所得比例保険料（保険料率15%）が月額1.5万円になることを考えれば、6割程度の者は、新制度の方が、現在の国民年金保険料に比べ、負担軽減されることになる。



(出典)「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、厚生労働省年金局)

(表2)

被保護高齢者（65歳以上）の年金受給状況

	被保護人員 (A)	65歳以上 被保護人員 (B)	被保護人員に占 める65歳以上の 割合 (B/A)	うち年金受給者	年金受給者 1人あたり 年金受給額
	人	人		人	円(月額)
平成10年	946,994	319,820	33.8%	172,940	44,212
平成11年	1,004,472	350,450	34.9%	178,470	44,885
平成12年	1,072,241	372,340	34.7%	186,770	45,601
平成13年	1,148,088	411,200	35.8%	201,800	45,521
平成14年	1,242,723	449,250	36.2%	216,380	45,672
平成15年	1,344,327	491,680	36.6%	232,280	45,847
平成16年	1,423,388	527,310	37.0%	248,920	45,758
平成17年	1,475,838	556,380	37.7%	262,320	45,918
平成18年	1,513,892	588,130	38.8%	275,140	46,144
平成19年	1,543,321	619,690	40.2%	290,330	45,966
平成20年	1,592,620	650,200	40.8%	307,340	46,306
平成21年	1,763,572	693,290	39.3%	319,530	46,966
平成22年	1,952,063	746,270	38.2%	351,140	47,357

※平成21年分は、確定拠出年金受給分を除いて集計している。

資料：福祉行政報告例、被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

新制度の財政試算のイメージ

(人口と経済を最新のものに置き換えた場合の改定版(平成24年9月))

- 「所得比例年金」と「最低保障年金」とで構成される年金制度へ改革した場合の、将来の姿を想定し、定量的に示したもの。
 - ※平成28(2016)年度より新しい制度がはじまる前提としている。(仮置き)
 - ※現行制度期間に係る給付は、現行の制度内容に則って支給されるものとし、基礎年金の2分の1は国庫が負担するものとして所要財源を試算している。
- 具体的な制度設計は今後の議論に依るべきものであるが、今試算における制度内容の前提はあくまで現時点で考えられる制度の一例であり、今後の検討過程で変更されていくものである。
- 基本的に老齢年金のみを対象としている。
 - ※ 障害・遺族年金に係る保険料は、この試算における保険料(15%)とは別に徴収することとし、既発生分、新規発生分いずれの給付も別に徴収する保険料で賄うこととしている。
 - ※ 現行制度の障害・遺族基礎年金の2分の1と同程度の国庫負担額は今後も必要になるものとして所要財源を試算。
- 使用データ(特に生涯平均年収の分布)は限られたデータを元に大胆な仮定を置いて推定したものが多く、非常に粗い試算となっており、今後のデータの精査により結果が相当変わる可能性がある。また、人口の前提値によっても結果は大きく異なることから、3通りの前提を置いて計算している。

○ 人口・経済の前提について

<人口>

「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)の出生中位・出生高位・出生低位

※ 出生率の前提

2010年(実績) 1.39 → 2060年 出生中位 1.35 (※ 出生高位 1.60、出生低位 1.12)

<経済>

足下の前提

慎重シナリオ

長期の前提

平成21年財政検証(基本ケース)と同じ数値

(物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%)

※ 慎重シナリオとは、「経済財政の中長期試算」(平成24年1月、内閣府)の慎重シナリオに準拠して設定したものの。

(参考)

前回の試算で用いた長期の前提は、平成21年財政検証(基本ケース)と同様で、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%としていた。

所得比例年金の財政見通し

(出生中位)

- 「見なし運用利回り」を、「賃金上昇率－現役人口減少率×0.35」とすれば、2105年度時点まで所得比例年金の給付費の1年分の積立金を保持することができる。
- 制度移行から40年が経過した時点でも、給付費の約4割は旧制度分によるもの。

所得比例年金の財政見通し

(みなし運用利回り＝賃金上昇率－現役人口減少率×0.35)

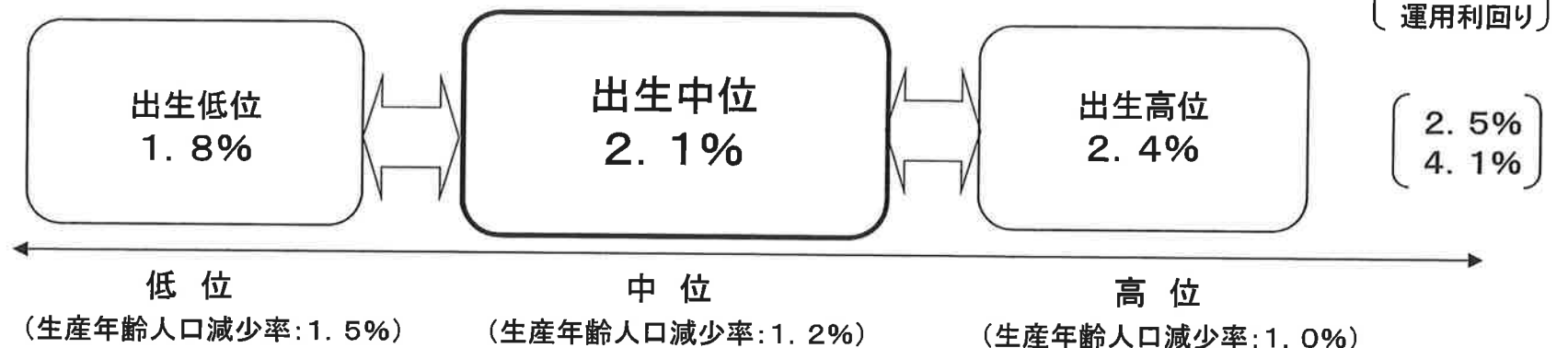
(単位:兆円)

	収入			支出				収支残	年度末 積立金	年度末 積立金 (H27価格)
	保険料収入	運用収入		新制度分	旧基礎年金 (保険料分)	旧厚生年金 旧共済年金				
2015 (平成27) 年度									153.5	153.5
2016 (平成28) 年度	34.6	30.9	3.7	33.8	0.0	10.7	23.1	0.8	154.3	150.7
2025 (平成37) 年度	45.1	37.2	7.8	34.7	1.0	11.7	22.1	10.3	207.7	162.5
2035 (平成47) 年度	55.8	42.0	13.8	40.2	7.9	11.7	20.7	15.6	350.7	214.4
2045 (平成57) 年度	65.0	46.4	18.6	56.4	23.8	12.2	20.4	8.6	466.3	222.7
2055 (平成67) 年度	73.6	52.6	21.0	69.7	43.6	10.1	16.1	3.8	524.8	195.8
2105 (平成117) 年度	91.8	87.4	4.4	119.7	119.7	0.0	0.0	-28.0	95.0	10.3

○ 出生率を置き換えた場合の影響

(1) 「みなし運用利回り」に与える影響

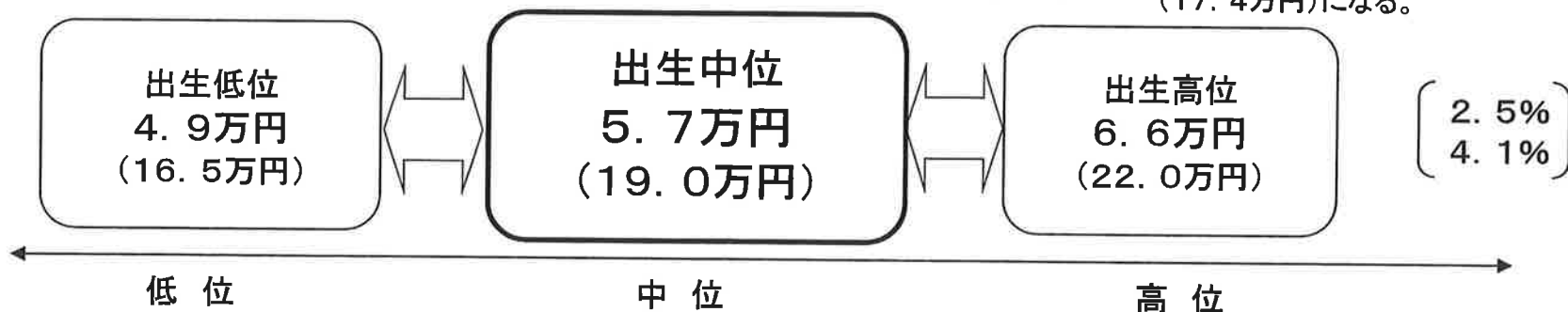
(2016年度～2065年度平均)



※ 前回の試算結果 2.1%

※ 現在は月額6.5万円である
現行制度の基礎年金(満額)は、
マクロ経済スライドにより5.2万円
(17.4万円)になる。

(2) 2065年度時点の満額の最低保障年金に与える影響



※ 前回の試算結果 5.8万円(19.8万円)

(注1) 図中のみなし運用利回りは、2016年度から2065年度までの算術平均である。

(注2) 最低保障年金満額は、2065年度の名目額を2016年度まで賃金上昇率で割り戻した現在価値であり、2016年度の名目額は7万円である。
また、()内の金額は、2065年度の名目額である。

(注3) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。

最低保障年金の支給範囲の考え方

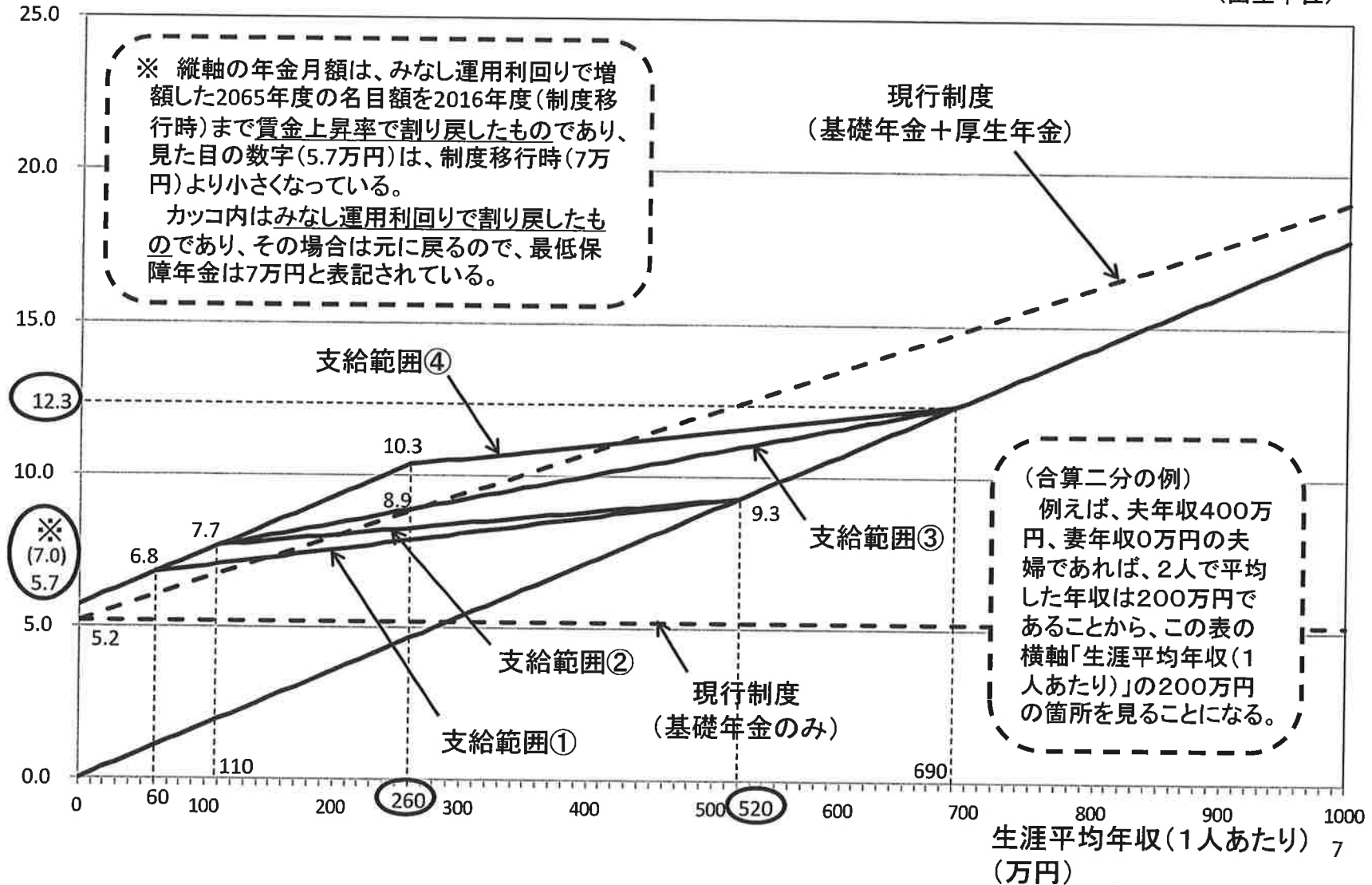
- 支給範囲①：生涯平均年収が下位2割の者(高齢者の相対的貧困ライン以下に相当する者)に最低保障年金を満額(現在月額7万円)支給、生涯平均年収520万円に対応する所得比例年金の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合。
- ※ 年収520万円は、厚生年金男子加入者の平均賃金水準である。
 - ※ 高齢者の相対的貧困率(所得分布の中央値の50%未満の者の割合)は、男性で15%、女性で23%程度であることから、おおむね2割程度の者に満額支給することとすれば、生涯平均年収が60万円までの者に満額支給することとなる。
- 支給範囲②：生涯平均年収520万円に対応する所得比例年金の者はゼロとし、新制度で年金額が増加する者の割合が5割となるように支給する場合
- 支給範囲③：所得比例年金が12.3万円の者はゼロとし、現行制度において所得代替率が50%であった世帯が、新制度においても所得代替率が50%となるように支給する場合
- ※ 年金月額12.3万円は、現行制度における男子単身の標準的な年金月額(マクロ経済スライドによる調整後)である。
- 支給範囲④：生涯平均年収260万円までに対応する所得比例年金の者は満額(現在月額7万円)支給、所得比例年金が12.3万円の者はゼロとし、その間は直線的に支給する場合
- ※ 年収260万円は、厚生年金の夫のみ就労世帯の1人当たり平均賃金水準である。

最低保障年金の支給範囲(2065年度の姿)

(2000年度生まれの65歳時年金額)

年金月額(1人あたり)
(万円)

(出生中位)



年金額水準の見通し

(最低保障年金をみなし運用利回りスライドとした場合)

【夫年収520万円、妻年収0円の場合(夫婦平均年収260万円)の場合】

(2000年度生まれの65歳時の年金額。金額は、賃金上昇率で現在価値に割り戻したもの。)

《現行制度》

夫 基礎年金5.2万円 + 厚生年金7.2万円

妻 基礎年金5.2万円 → 合計17.6万円 (代替率50%)

《新制度》

支給範囲①	夫 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金3.2万円	
	妻 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金3.2万円	→ 合計 15.7万円 (代替率44%)
支給範囲②	夫 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金3.6万円	
	妻 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金3.6万円	→ 合計 16.5万円 (代替率47%)
支給範囲③	夫 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金4.2万円	
	妻 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金4.2万円	→ 合計 17.7万円 (代替率50%)
支給範囲④	夫 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金5.7万円	
	妻 所得比例年金4.6万円 + 最低保障年金5.7万円	→ 合計 20.7万円 (代替率58%)

※ 最低保障年金の満額は5.7万円となっているが、年金額をみなし運用利回りで現在価値に割り戻して表示すれば、満額は7.0万円となる。

※ 現行制度は、現在の年金水準からマクロ経済スライドにより約2割の給付削減(所得代替率63.2%→50%)を行ったと仮定した場合の給付水準である。

最低保障年金の財源規模①

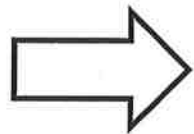
- 生涯平均年収の分布は、前回の試算と同様に、「老齢年金受給者実態調査」および「国民年金被保険者実態調査」から推計したものを使用している。
- この年収分布を仮定すれば最低保障年金の額は、全員に支給した場合と比べて、支給範囲①の場合約53.4%、支給範囲②の場合約56.8%、支給範囲③の場合約65.8%、支給範囲④の場合約74.9%だけ支給されることとなる。

(参考) 現在の生涯平均年収の分布

(夫婦の場合は、2人分の収入の平均)

下位10%	約18万円	上位10%	約660万円
下位20%	約59万円	上位20%	約495万円
下位30%	約116万円	上位30%	約418万円
下位40%	約186万円	上位40%	約332万円
中央値	約258万円		

※ 上記のデータは、前回推計と同じ「平成19年老齢年金受給者実態調査」および「平成20年国民年金被保険者実態調査」より推計。



支給範囲①であれば最低保障年金は全体の約53.4%支給
支給範囲②であれば最低保障年金は全体の約56.8%支給
支給範囲③であれば最低保障年金は全体の約65.8%支給
支給範囲④であれば最低保障年金は全体の約74.9%支給

※ ここで示されている数値は、現時点では推計手法にも限界があり、将来かなりの幅で修正される可能性があることに留意が必要。

最低保障年金の財源規模②

(出生中位)

最低保障年金の所要財源(旧期間の基礎年金国庫負担を含む)見通し(みなし運用利回りスライド)

	支給範囲① (53.4%支給)	支給範囲② (56.8%支給)	支給範囲③ (65.8%支給)	支給範囲④ (74.9%支給)	(参考) 試算の前提が異なるため、 直接比較することはできない が、参考までに、前回試算の 「制度改正なかりせば」の消 費税率換算の数値を示す。
2015年度 (制度移行直前)	11.4兆円 (4.1%)	11.4兆円 (4.1%)	11.4兆円 (4.1%)	11.4兆円 (4.1%)	[4.1%]
2035年度	15.8兆円 (4.1%)	15.9兆円 (4.2%)	16.4兆円 (4.3%)	16.8兆円 (4.4%)	[4.4%]
2055年度	30.1兆円 (6.5%)	31.2兆円 (6.7%)	34.2兆円 (7.4%)	37.2兆円 (8.1%)	[6.0%]
2075年度	43.5兆円 (7.6%)	45.9兆円 (8.1%)	52.3兆円 (9.2%)	58.7兆円 (10.3%)	[6.5%]
2095年度	51.9兆円 (7.4%)	55.0兆円 (7.8%)	63.1兆円 (9.0%)	71.3兆円 (10.2%)	[6.2%]

(注1) 支給範囲ごとに示している割合は、全員に満額を支給した場合と比較したものであり、支給範囲②について言えば、全員に満額を支給した場合の56.8%の費用がかかることを示している。

(注2) 金額の下に記載している%表示は、最低保障年金及び旧制度の基礎年金国庫負担の合計の所要金額を、その年度の消費税率1%当たりの税収(推計値)で割って機械的に計算したものである。例えば、2015年度欄は、現行制度の基礎年金国庫負担11.4兆円が消費税率換算すれば4.1%相当になることを示している。

(消費税率換算)

新しい年金制度（試案）とその論点について【素案】

平成24年9月

1 所得比例年金（老齢年金）

1. 所得比例保険料（総論）

(1) 保険料率

- 保険料率は、老齢給付分として、15%とする。被用者として給与を得ている者については、2分の1を、その事業主が負担する。

※障害・遺族年金の保険料は、所得比例保険料（老齢給付分）とあわせて別途徴収する。（Ⅲ参照）

(2) 保険料の賦課対象とする所得等

- 給与所得者については給与収入とし、事業所得者、農業所得者等（以下「事業所得者等」という。）については事業所得、農業所得等とする。
- 譲渡所得、利子配当所得その他の一時的又は資産性の所得は、賦課対象としない。
- 所得等が賦課下限額（所得税の基礎控除を参考に決定）に満たない旨を申告した者に対する保険料は、零とする。
- 所得等が賦課上限額以上である者に対する保険料は、賦課上限額（現行の厚生年金の賦課上限を参考に決定）に保険料率を乗じて得た額とする。

(3) 保険料の算定と納付

- 保険料は、年を単位として算定する。その納付は、給与所得者については各月ごとに分割して、事業主が源泉徴収して納付する。事業所得者等については半年を単位として納付する。ただし、事業所得者等についても、各月ごと等に分割して納付することを可能とする。

2. 自営業者の保険料

- 自営業者は、労働者としての性格と雇用主としての性格の両方を有することから、事業所得等に保険料率を乗じて得た額（＝被用者の場合の労使合計額相当）の保険料を負担する。
- 制度発足当初の経過措置として、保険料が現行制度の1.5倍以上（ P ）になる事業所得者等（所得等が年〇〇万円（ P ）以上の者）について、制度発足から9年間に限る軽減措置を設ける。
 - ・ 軽減措置は、制度発足時の保険料は低く設定し、その後徐々に本来の保険料水準に引き上げ、10年目から本来の保険料の負担を求めるように定める。
 - ・ 軽減措置は申請に基づくものとし、所得比例年金は、実際に納めた保険料を基に算定する。ただし、最低保障年金の算定に際しては、所得比例年金は、軽減措置を受けない保険料を納付したものとみなして計算したものをを用いる。

3. 夫婦の保険料

- 夫婦のそれぞれが納付した保険料は、それらを合算して二分した額を、それぞれの納付保険料として記録し、所得比例年金の計算の基礎とする。
- 「夫婦」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の状況にあるものを含む。ただし、その適用を受けることについて、事前に申し出を行うことを要する。

4. 加入対象者

- ①日本国内に居住する20歳以上65歳未満の者、及び
- ②日本国内に居住する20歳未満又は65歳以上の者で、賦課下限額以上の所得等がある者を加入対象者とする。
- 上記②に関し、制度切替時に65歳以上で、現行制度の年金を受給している者等についての経過措置を設ける。
- 日本国外に居住する20歳以上65歳未満の日本人等の任意加入を可能とする。
- 日本国内に居住する20歳以上65歳未満の者は、障害・遺族年金の加入対象者でもあるので、所得比例年金保険料と障害・遺族年金保険料を併せて納付する。

5. 所得比例年金（老齢年金）の給付設計

(1) 財政方式

- 財政方式は、賦課方式であるみなし拠出建て方式とする。この方式は、納付した保険料は記録上は積み上がるが、現実には資金を積み立てるわけではなく、記録に基づき給付の財源は、次の世代が納付する保険料で賄われるものである。なお、制度切替時に存在する年金積立金も活用し、長期的な財政運営を行う。

(2) 年金額の計算

- 年金額の計算は、個人単位で行う。納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を、除数（年金支給開始（裁定）時の平均余命などを基準として設定）で割って、毎年の年金額を算出する方法（みなし拠出建て方式）で算定する。
- 納付した保険料を記録上積み上げる際には、みなし運用利回りを付利して計算する。みなし運用利回りは、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 年金支給開始（裁定）後の年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

(3) 受給要件（受給資格期間）

- 所得比例年金を受給するために必要な「受給資格期間」は、設けない。

(4) 支給開始年齢

- 所得比例年金の支給開始年齢は、(○歳以上で、)各加入者が選択できるものとする。その際の受給額は、何歳から支給開始した場合でも、数理的に中立なものになるよう、(2)の除数を設定する。

(5) 次世代育成支援措置

- 所得比例年金の枠組みの中で、次世代育成支援措置として、子育て期の保険料減免又は子育てを行った者への年金加算その他の措置を行うものとし、その内容・財源措置の在り方について検討する。

(6) 年金財政の検証と所要の措置

- 年金財政については、少なくとも5年ごとに財政検証を行う。出生率等の人口動態や、経済成長率、賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、みなし運用利回りの見直し、及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。
- 定期的な財政検証又は随時の財政計算の見直しに基づき、必要に応じ、将来の年金給付を確実にする観点に立った検討を行い、その結果に基づき措置を講じるものとする。

II 最低保障年金(老齢年金)

1. 最低保障年金の基本的な考え方

- 最低保障年金は、新しい年金制度に加入してきたが所得比例年金の額が低い者に補足的に給付し、所得比例年金と最低保障年金を合わせて、高齢期に一定額以上の公的年金を受給できるようにするもの。
- 現在の国民年金保険料は定額で、特に低所得者に負担感があり、一方で低所得者として減免措置を受けると将来の老齢基礎年金が低い額になる。この問題に対処し、低所得である若者などにも負担能力に応じた払いやすい保険料にするため、所得比例年金を導入するが、これを補足する最低保障年金と組み合わせることで、公的年金の給付額が、所得比例年金と合わせて一定以上の水準になるようにするもの。

2. 最低保障年金の給付設計

(1) 年金額の計算

- 年金額(満額)は、月額7万円(平成24年度価格)とする。
 - ・ 最低保障年金は、所得比例年金の受給額の少ない人に給付し、全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね月額7万円以上の年金を受給できる制度とするもの。ただし、(3)に記載するとおり、納付すべき保険料を納めなかった者や居住期間の短い者に係る例外あり。
- 最低保障年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

(2) 受給者の範囲

- 満額を受給できる者の範囲及び何らかの額を受給できる者の範囲については、
 - ① 生涯平均年収（＝保険料納付額に換算可能）で、零から一定の収入レベルまでは満額を給付し、それを超えた点（A点）より徐々に減額を行い、ある収入レベル（B点）で給付額を零とする。
 - ② A点、B点の水準については、財政見通しと合わせて、選択肢を提示する。

(3) 受給要件

- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が3年に満たない者には、最低保障年金は支給しない。
- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が40年に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、居住年数/40を乗じて得た額とする。
- 納付した保険料額が納付義務のあった保険料額に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、納付保険料額/納付義務保険料額を乗じて得た額とする。

(4) 支給開始年齢

- 最低保障年金の支給開始年齢は、65歳とする。

(5) 財源

- 財源は消費税とする。

Ⅲ 障害年金及び遺族年金

1. 制度の位置づけ

- 社会保険の仕組みにより、公的年金制度の中で障害・遺族給付を実施する。
- 障害・遺族年金は、加入直後に保険事故（障害や死亡）があつた場合でも一定水準の保障が必要であることから、みなし拠出建てではなく、給付建てとする。したがって、老齢年金とは別制度とし、保険料は別建てで、財政運営も別建てとする。ただし、保険料は、老齢年金のための所得比例年金保険料と一体的に徴収する。

2. 保険料

- 日本国内に居住する20歳以上65歳未満の者（障害・遺族年金加入対象者）は、障害・遺族年金保険料（その所得等の3%程度に相当）を、所得比例年金保険料と併せて納付しなければならない。

3. 給付

(1) 障害年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中の傷病により障害の状態となった場合は、納付要件を満たさない場合を除き、障害年金を受給することができる。
- 障害年金の給付対象となる障害の状態は、現行制度（厚生年金）の3級以上に相当する状態とする。
- 20歳前に1級又は2級の障害の状態となった者については、20歳に到達し、障害・遺族年金加入対象者となった時に1級又は2級の障害の状態になったとみなして、障害年金を支給する。

(2) 遺族年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中に死亡した場合は、納付要件を満たさない場合を除き、その者に生計を維持されていた遺族は、遺族年金を受給することができる。
- 遺族年金は、自分の老齢年金を受給するまでに、生計中心者の死亡により遺族となった者で、自ら就労して生計を維持することが難しい者に対する制度として、「子育て中の遺族配偶者」及び「遺児」と「年金受給に近い（例えば、55歳以上）遺族」を支給対象とする。

(3) 年金額

- 障害年金額は、その者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額とする。
- 保証額は、障害1級の場合は8.75万円、2級の場合は7万円、3級の場合は5.25万円とする。配偶者がいる場合は○万円を、子がいる場合は1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）
- 遺族年金額は、死亡した者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額（7万円）とする。子1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）

(4) 財源

- 財源は、保険料のほか、現行制度に投入されているものと同程度を、国庫が負担する。

4. 老齢年金との関係

- 障害年金受給者が65歳に達した後も、障害年金を選択することができる。
- 遺族年金受給者が65歳に達した後は、遺族年金は終了し、自己の老齢年金を受給する。

IV 新制度への移行

1. 制度切替えの基本的な考え方

- 老齢年金（所得比例年金・最低保障年金）については、新制度への加入期間を基礎に算定し、現行制度への加入期間に対する給付（現行制度で納めた保険料に対する給付）は、現行制度に基づいて行う。したがって、制度切替時の現役世代は、将来、現行制度に基づく給付と新制度に基づく給付の合計額を受給する。
- 既裁定者（現行制度による受給者）に対する給付は、制度切替えによる影響を受けないものとする。
- 障害・遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡については、新制度で給付を行う。

2. 新制度発足とともに直ちに切り替わるもの

- 制度への加入ルール、保険料の納付ルールは直ちに切り替わり、現行制度の1号、2号、3号の被保険者区分はなくなる。
- 厚生年金の適用事業所か否か、あるいは労働時間や賃金によって労働者を厚生年金の適用対象とするか否か、といった区分を設けることなく、所得等に応じた一元化された保険料の徴収や記録管理が開始される。（これを実施するための歳入庁も事前に発足していることが必要。）
- 現在の保険料負担からの円滑な移行がなされるよう、現在は1号である被用者本人及び事業主に係る制度発足から9年間に限る経過措置を設ける。
- 障害年金や遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡の保険事故については新制度で給付を行う。（再掲）

3. 移行期の費用負担の考え方

- 既裁定者等に対する給付費は、現行制度に対する国庫負担及び年金積立金並びに新制度の年金保険料の一部をもって充てる。
- 制度切替時に、既裁定者等に対する給付費として必要な額がどれだけであるかを明らかにするとともに、毎年度、年金保険料収入のうちどれだけが過去期間給付（＝現行制度の給付）に充てられたかを明らかにする。

V 制度運営の基盤に関する事項

1. 保険料の徴収

- 所得比例年金（老齢）及び障害・遺族年金の保険料は、一体として徴収する。
- 年金保険料は、所得税と併せて徴収することを基本とする。
- これらの徴収機関は、歳入庁とする。

2. 国庫負担

- 最低保障年金は、全額国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
- 障害年金及び遺族年金給付費の一部（注）は、国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
（注）現行制度における国庫負担を参考として検討

3. 執行機関

- 年金保険料の徴収機関は、歳入庁とする。
- 日本年金機構を改組し、記録管理及び給付を行う年金給付組織を設ける。
- 年金給付組織は、歳入庁と情報連携して、事務処理を行う。

4. 施行日

- 歳入庁の発足の△年後とする。

新しい年金制度(試案)とその論点について (参考資料)

民主党 社会保障と税の一体改革調査会
新年金制度に関する作業チーム

制度改革・制度設計に当たり基本とすべき考え方について(案)

○年金制度改革の三つの柱

- ・ 職業が変わっても同じ一つの仕組みに加入し続ける制度へ
- ・ 皆年金のもと、所得の低い若い人でも払いやすい保険料で参加しやすい制度へ
- ・ 最低保障機能が強化された制度へ

○制度設計の三原則

「簡素」、「公平」、「中立」

(三原則の意味するもの)

- ・ わかりやすいこと
- ・ 法の下に平等であることを基礎とすること
- ・ 保険料を真面目に納めた者を基本に考えること
- ・ 働き方やライフスタイルに影響を与えないこと

「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」) (平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)①

Ⅳ. 抜本改革で公平で、信頼できる年金へ ＝公的年金制度の改革の方向性＝

1. 基本的な考え方

現行の年金制度は、職業によって加入する制度が異なる上、非常に複雑な制度となっている。そのため、ライフスタイルの多様化など現在の国民生活に適合せず、また制度を理解することが困難なことから、公的年金制度にとって最も重要な国民の信頼を失っている。

そこで民主党は、先の総選挙マニフェストで年金制度を抜本的に改め、簡素で、公平で、わかりやすい制度に転換することを訴えた。具体的には、公的年金制度を、納めた保険料に応じて年金を受給できる「所得比例年金」と、公的年金制度に適切に加入した場合に一定額の年金を保障する「最低保障年金」を組み合わせた年金制度を創設し、すべての国民がこの制度に加入する(「公的年金制度の一元化」)こととした。

これによって制度が簡素かつ公平になるとともに、高齢期の生活の安定を高め、また国民の多様なライフスタイルにも対応が可能となると考えており、今般の抜本改革において、改めて民主党案の実現を求めている。

一方で、いわゆる「公的年金制度の一元化」を実現するためには、所得の捕捉を確実にするための番号制度の導入、税と社会保険料の一体徴収など、現在の行政の仕組みを大きく転換することが必要であるが、これを短時間で実現することは困難である。

そこで、このような公的年金制度の抜本改革を実現するための環境が整備されるまでの間、現行制度の問題を可能な限り是正し、国民の年金制度に対する信頼を回復することとする。

2. 抜本改革後の新たな年金制度のポイント

(1) 抜本改革の前提

＜年金受給者(60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む)＞
制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

＜制度改革時に現役世代(20-59歳)＞

- ① 制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給(現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む)。
- ② 制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

＜制度改革時以降に20歳に達する方＞

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

(2) 新制度の骨格

① 加入対象者

- 20歳以上65歳未満の者すべて
- 20歳未満または65歳以上で所得のある者
- 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入(一元化)。

② 制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が概ね月額7万円以上の年金を受けられるようにする(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

(3) 所得比例年金

① 保険料

- 保険料は老齢年金に係る部分について15%程度とし、別途、遺族年金・障害年金に係る保険料を加算することとする。
- 被用者の保険料は労使折半とする。また、被用者保険の使用者負担分は企業会計上、給与と同等の扱いであることを踏まえ、自営業者の保険料は全額自己負担とするが、導入にあたっては激変緩和措置を設ける。
- 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上-必要経費」とする。なお、賦課ベースには上限を設ける(=年金受給額に上限を設ける)。

② 所得比例年金額

- 個人単位で計算(有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものを、それぞれの納付保険料とする=二分二乗)。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始(裁定)時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出(納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益=金利を付利して計算)。

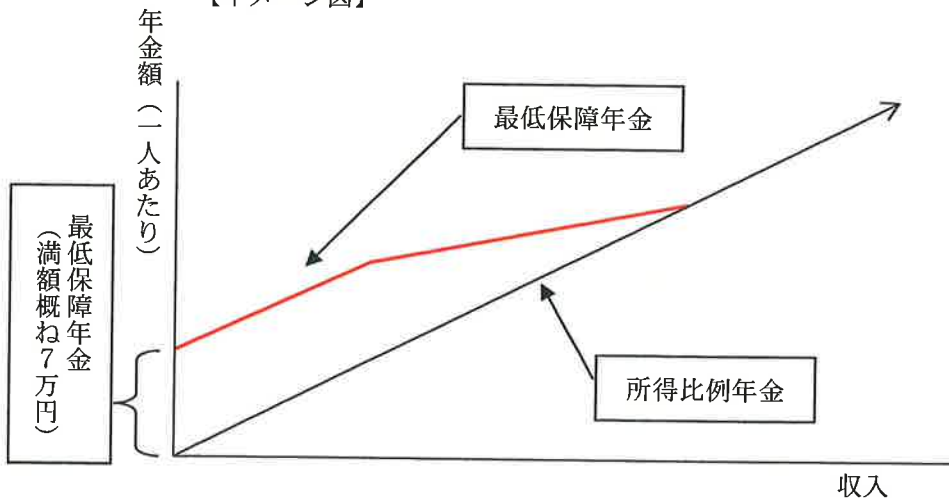
「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」) (平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋) ②

- 上記の「一定の運用益」として「見なし運用利回り」を用いる。「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 出生率・人口動態、経済成長率・賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、将来の年金給付を確実にする観点から、「見なし運用利回り」及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。

(4) 最低保障年金

- ① 最低保障年金の骨格
- 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付することとする。最低保障年金の受給にあたっては、適切な受給要件を設ける。
- 最低保障年金の満額は概ね7万円(現在価額)。
- 最低保障年金は、生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを越えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする。
- 最低保障年金についても、所得比例年金額の算定に用いる「見なし運用利回り」でスライドを行う。

【イメージ図】



3. 抜本改革までの現行制度の改善

「公的年金制度の一元化」などの抜本改革を実現するまで、一定の時間を要することから、その間は現行制度を改善することによって、無年金者・低年金者問題、年金の財政基盤強化などの課題に対応する。なお、抜本改革の着手にあたっては現行制度の財政再計算を行うこととする。

【現行制度改善の例】

- 厚生年金の適用範囲拡大
非正規雇用の増大を踏まえ、現在の加入要件を見直すなどによって、可能な限り厚生年金の加入者の適用範囲を拡大することで、将来の低年金者・無年金者を少なくする。
- 年金財政の基盤強化
税制の抜本改革を通じて、基礎年金国庫負担1/2の安定的な財源を確保する。
- 国民年金保険料の適正な徴収
国民年金保険料の納付率の低下が続いていることから、徴収体制の見直しなどにより納付率の向上を図る。

またマクロ経済スライド、物価スライドのあり方を検討するとともに、抜本改革の環境整備に必要な期間、新制度への移行期間などを踏まえつつ、被用者年金の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、在職高齢年金制度の見直しなどについても、検討を加えていくこととする。

新年金制度の7つの基本原則

～ 「新年金制度に関する検討会」中間まとめ(平成22年6月29日)より ～

① 年金一元化の原則 ……全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

② 最低保障の原則 ……最低限の年金額の保障があること

- ・最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

③ 負担と給付の明確化の原則 ……負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

④ 持続可能の原則 ……将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

⑤ 「消えない年金」の原則 ……年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

- ・年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

⑥ 未納・未加入ゼロの原則 ……年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

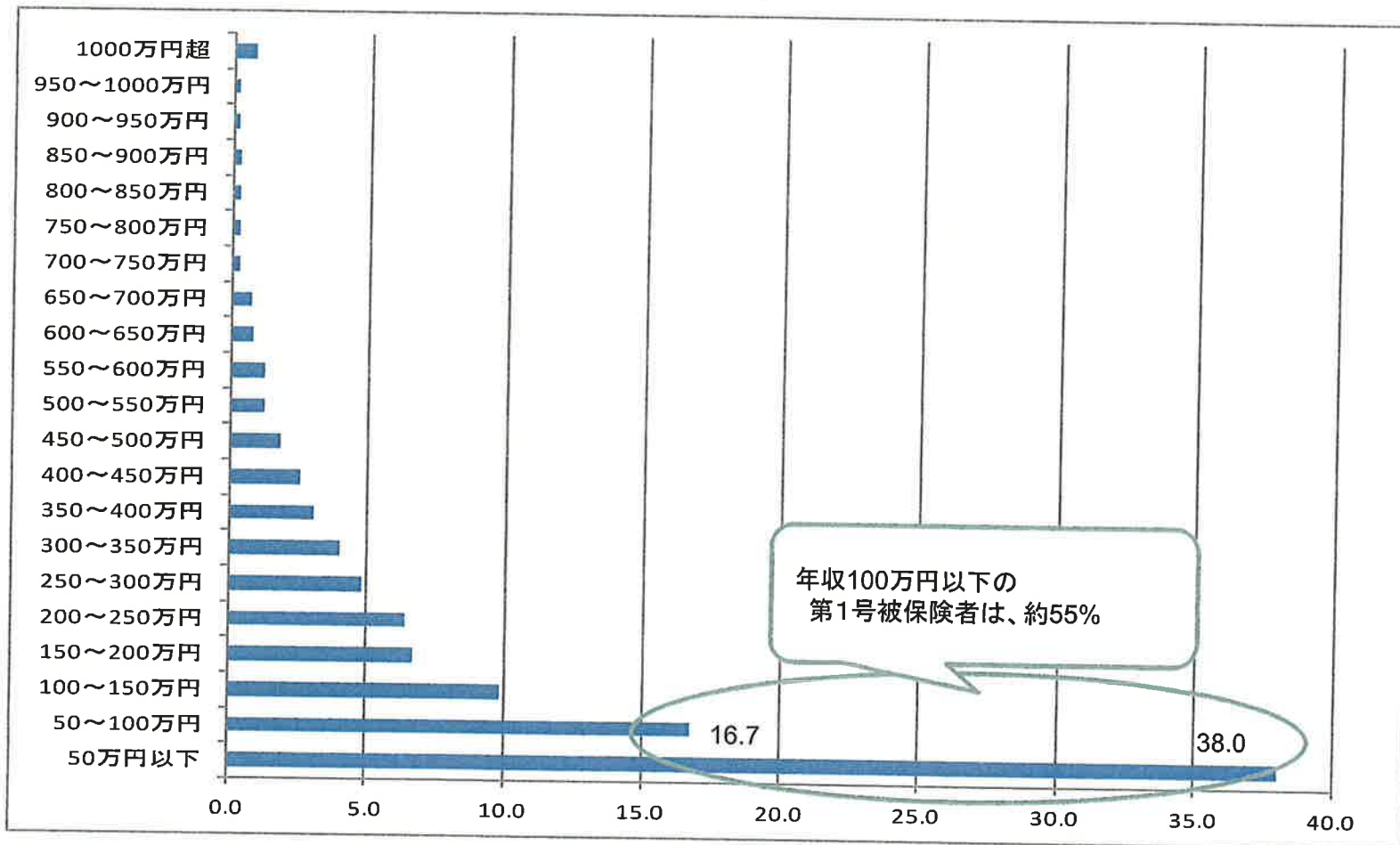
- ・保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

⑦ 国民的議論の原則 ……国民的な議論の下に制度設計を行うこと

- ・年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。⁴

第1号被保険者の年収分布について

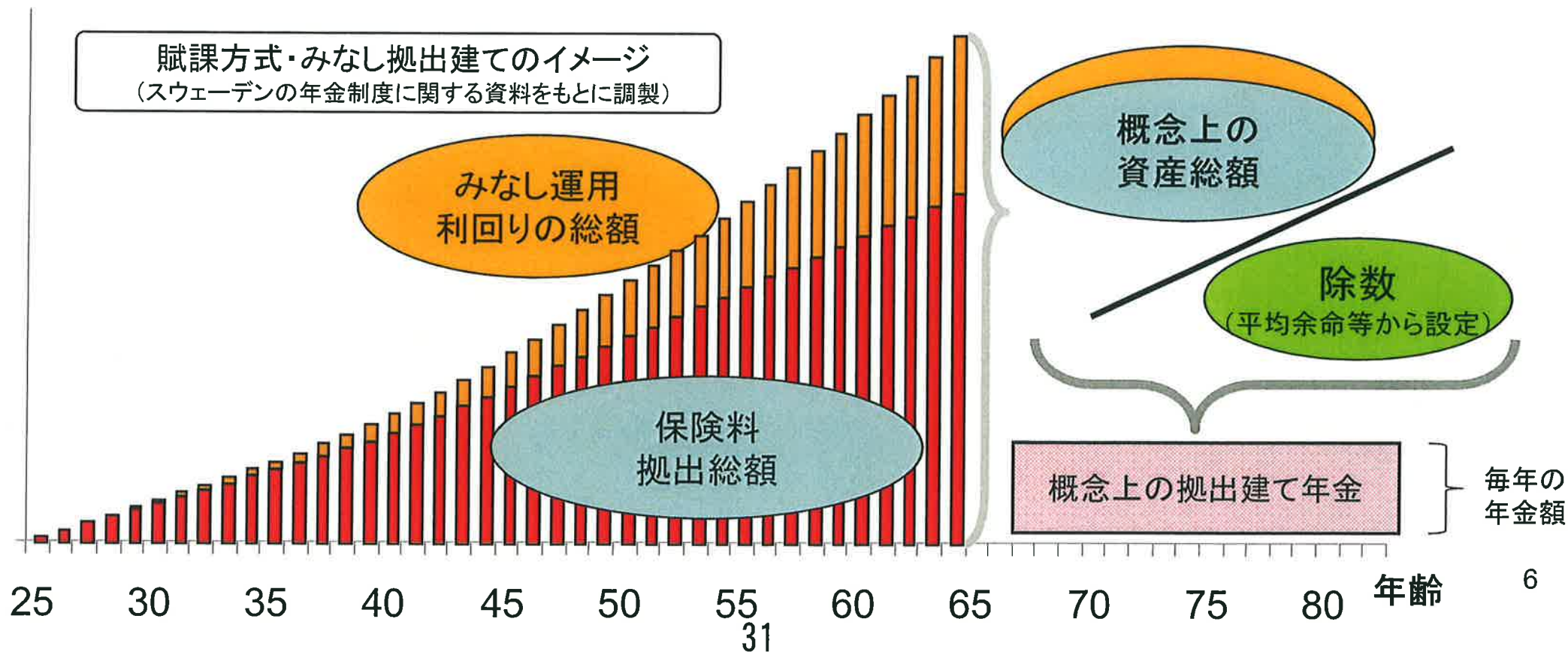
- 自営業者や非正規労働者などの第1号被保険者の年収分布は、低所得に偏っており、年収100万円以下の者は約55%となっている。
- このため、月収10万円（年収120万円）の者で新制度の所得比例保険料（保険料率15%）が月額1.5万円になることを考えれば、6割程度の者は、新制度の方が、現在の国民年金保険料に比べ、負担軽減されることになる。



(出典)「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、厚生労働省年金局)

みなし拠出建てによる財政運営(イメージ)

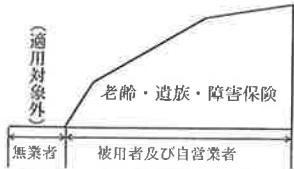
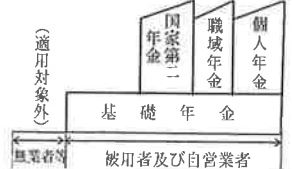
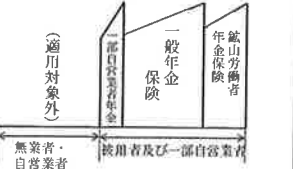
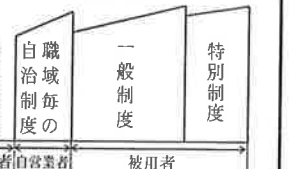
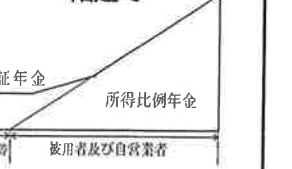
- 年金額は、納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を、除数(年金支給開始(裁定)時の平均余命などを基準として設定)で割って、毎年の年金額を算出する方法で算定する。(みなし拠出建て方式)
- 納付した保険料を記録上積み上げる際には、みなし運用利回りを付利して計算する。みなし運用利回りは、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。



(参考資料)

主要国の年金制度

(平成24年2月作成)

	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て	ドイツ 1階建て	フランス 1階建て	スウェーデン 1階建て
制度体系					
強制加入対象者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者 及び一部の職業に従事する 自営業者(弁護士、医師 等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2011年)	【一般被用者】 10.4% 本人：4.2% 事業主：6.2% 【自営業者】 10.4% ※ 2011年は一時的な特別 措置として本人及び自営 業者の保険料率が2%引下 げられている。(本来は 12.4%)	【一般被用者】 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% 【自営業者】 基本は定額だが、一定の 年間純利益には保険料率 (9%等)で賦課 ※ 保険料は労災、雇用保険 等の財源にも利用	【一般被用者】 19.9% (労使折半) 【自営業者】 19.9%	【一般被用者】 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9% 【自営業者】 16.65% (商工業者の場合)	【一般被用者】 17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% 【自営業者】 17.21%
遺族・障害年金 の取扱い	上記保険料率の中で まかなわれている	上記保険料率の中で まかなわれている	上記保険料率の中で まかなわれている	【遺族年金】 上記保険料率の中で まかなわれている 【障害年金】 年金とは別に徴収されている (医療保険制度の一部)	【遺族年金】 独立した遺族年金制度 (保険料率1.7%) 【障害年金】 年金とは別に徴収されている (医療保険制度の一部)
適用年齢の 上限・下限	【上限・下限】 特に定めなし	【上限】65歳(男性) 60歳(女性) 【下限】16歳 (男性・女性共通)	【上限・下限】 特に定めなし	【上限・下限】 特に定めなし	【上限・下限】 特に定めなし

(注1) 高齢化率は、国連による2010年の推計値(日本の数値は国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来人口推計」より)。

(注2) 出生率は、各国の数値レポートや統計局HP資料を基に記載(日本の数値は上記「日本の将来人口推計」より)。

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2009

・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)、各政府の発表資料 ほか

(参考資料)

主要国の保険料賦課の報酬に係る上限・下限額

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
保険料賦課の報酬に係る上下限額	上限額 /年額 (2011年)*	被用者・事業主・自営業者: 110,100ドル (約8,697,900円)	被用者: 42,601ポンド(週817ポンド)(約5,239,923円) ※ 週817ポンドを超える所得については超過部分に2%の保険料率が賦課される。 事業主・自営業者: なし ※ 自営業者: 定額2.50ポンド(週)の定額保険料+年7,225ポンド以上42,475ポンド以下の所得については9%+年42,475ポンドを超える所得については2%	被用者・事業主・自営業者: (旧西ドイツ) 66,000ユーロ (約6,534,000円) (旧東ドイツ) 57,600ユーロ (約5,702,400円)	被用者: 保険料のうち、6.65%については36,372ユーロ(約3,600,828円)、0.1%については上限なし 事業主: 保険料のうち、8.3%については36,372ユーロ(約3,600,828円)、1.6%については上限なし 自営業者: 36,372ユーロ (約3,600,828円)	被用者: 412,377クローネ (約4,536,147円) 事業主: なし 自営業者: 保険料のうち、7%については412,377クローネ、10.21%については上限なし
	下限額 /年額 (2011年)*	被用者・事業主: なし 自営業者: 年400ドル(約31,600円)以上の収入 ※ 年金額算定の根拠となる保険料記録は、1四半期につき1,120ドル(約88,480円)以上の収入がある場合に付与。(1暦年においては4四半期分(年収4,480ドル(約353,920円)))	被用者: 7,248ポンド(週139ポンド)(約891,504円) 事業主: 7,091ポンド(週136ポンド)(約872,193円) 自営業者: 5,315ポンド(約653,745円) ※ 被用者については週102ポンド以上の所得がある者は適用対象だが、週102ポンド以上139ポンド未満の所得については、被用者及び事業主の保険料負担率は0%	被用者・事業主・自営業者(業種によって強制加入): 4,800ユーロ(月400ユーロ)(約475,200円) ※ 所得が月400ユーロ未満の場合でも、事業主は保険料(15%)を負担する ※※ 所得が月400ユーロ以上800ユーロ未満の場合、被用者は所得の上昇に伴い段階的に保険料を負担する。	被用者・事業主: なし 自営業者: 1,910ユーロ (約189,090円)	被用者・事業主・自営業者: 18,104クローネ (約199,144円)

※換算レートは2012年8月中に適用される外国為替相場(1米ドル=79円/1ポンド=123円/1ユーロ=99円/1クローネ=11円)による。

※資料出所 Social Security Programs Throughout the World、企業年金に関する基礎資料(企業年金連合会)ほか *フランスのみ2012年の数値

主要国の保険料賦課ベース/徴収方法・組織

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
賦課ベース	<p>【一般被用者】 ・被用者としての就労に対する報酬。</p> <p>【自営業者】 ・自営活動に対する収入（売上げから仕入れ控除等を控除したもの。）から必要経費（広告費、車の経費、保険料、事務費等）を控除した純利益。</p>	<p>【一般被用者】 ・被用者としての就労に対する報酬（給与額やその他の雇用に関する収入）。</p> <p>【自営業者】 ・自営活動に対する収入（売上金）から必要経費を控除した利益。</p>	<p>【一般被用者】 ・被用者としての就業によって得られる全ての経常的収入及び臨時収入</p> <p>【自営業者】 ・保険加入義務の根拠となる活動から生じた事業所得</p>	<p>【一般被用者】 ・労働の対価として支払われた全ての報酬（臨時の支給や現物給与も含む）。 ・職業経費は報酬から控除。</p> <p>【自営業者】 ・法定控除前の所得税の課税事業所得</p>	<p>【一般被用者】 ・被用者としての就労に対する報酬。</p> <p>【自営業者】 ・自営活動に対する収入※から必要経費を控除した純利益。</p> <p>※ 収入については、有償就労に基づく所得と基づかない所得（資産所得等）に分けられ、有償就労に基づく所得にのみ賦課される。</p>
徴収方法・組織	<p>【徴収方法】 税とともに一括徴収</p> <p>【組織】 内国歳入庁</p>	<p>【徴収方法】 税とともに一括徴収</p> <p>【組織】 歳入関税庁</p>	<p>【徴収方法】 保険料を税とは別途徴収</p> <p>【組織】 被用者：地区疾病金庫等約300の疾病金庫（注1） 自営業者：ドイツ年金保険機関等の年金保険者（注1）</p>	<p>【徴収方法】 保険料を税とは別途徴収</p> <p>【組織】 被用者：社会保障中央機構（注2） 自営業者：全国商工業者自治機関</p>	<p>【徴収方法】 税とともに一括徴収</p> <p>【組織】 国税庁</p>

(注1) 国や州の行政機関ではなく独立した法人。

(注2) 実際の保険料徴収は、全国組織である社会保障中央機構との契約により、国や州の行政機関でなく独立した法人である保険料徴収連合が実施。

資料出所 藤井良治・塩野谷祐一「先進国の社会保障⑥フランス」東京大学出版会1999年、「ドイツ年金制度の概要」社会保険庁 ほか

世代間扶養（賦課方式）と積立方式について

	世代間扶養（賦課方式）	積立方式
考え方	年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料で賄う方式	将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てていく方式
保険料	保険料は基本的に年金受給者と現役加入者の比率により決まるため、 人口構成の変動の影響を受けやすい （金利変動の影響は受けにくい）	保険料は基本的に積立金の運用益により決まるため、 金利変動の影響を受けやすい
経済変動への対応	想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、その時点での現役加入者の保険料の負担により 実質的に価値のある年金を支給	想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、 終身にわたって年金を支給できなくなる可能性が生じたり、実質的に価値のある年金を支給することが困難になる
加入者の保険料の使途	その時々々の高齢世代の年金給付費	自らの世代の将来の年金給付費

(注1) 賦課方式を積立方式に切り替える場合には、切替時の現役世代が自らの将来の年金の積立に加えて、別途の形でそのときの受給世代等の年金を重ねて負担しなければならないという「二重の負担の問題」が生じ、これにどう対応していくかが問題となる。

(注2) 先進欧米諸国においても、現在は、賦課方式を基本とした財政運営を行っている。

(参考) 諸外国の年金制度における育児期間の取扱い(未定稿)

国名	育児期間の取扱い
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満の子を養育する期間は、平均報酬に対応する保険料を納付したものとみなされる。 ○ また、10歳未満の子を養育する期間は、個人報酬ポイントの加算が行われ、保険料納付期間の評価を引き上げる措置がとられる。 (保険料相当額は連邦によって納付される。)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12歳未満の子を養育し、その子について児童手当を受けていて、年金の保険料拠出ができない者は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金については、育児期間を保険料納付期間とみなして、 ・ 国家第二年金については、年13,900ポンド(約1,919,500円)(2010年)の収入があったものとみなして、給付額を算定する。(保険料財源(原則として国庫負担なし。)の全体の中で賄われる。)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子を養育した母親について、その子の誕生又は養子縁組の際に保険料拠出期間1加入四半期を付与し、その後その子が16歳になるまで、誕生日を迎える度に1四半期を付与する。(ただし、子一人につき8加入四半期を付与上限とする。) ○ 育児休業を取得した父親又は母親(上記の保険期間加算を受けることを選択した者を除く。)に対して、育児休業期間と同じ長さの期間を加入期間として付与する。 ○ 3人以上の子を養育した父親及び母親に対して、年金額を10%加算する。(※) (※については、一般社会拠出金を財源とする老齢連帯基金により賄われる。)
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)については、所得の喪失や減少があった場合、 <ol style="list-style-type: none"> ① 子の出生年の前年所得 ② 16歳以上65歳未満の全被保険者の平均所得の75% ③ 現実の所得に所得基礎額(50,900クローネ(約638,800円)(2009年))を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。(保険料相当額を国が負担する。)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に措置はとられていない。

※ 換算レートは2010年4月1日現在の実勢レート(1ポンド=138.09円・1クローネ=12.55円)による。

(資料出所)・ 松本勝明『ドイツ社会保障論II-年金保険-』信山社 ・ 田中謙一『ドイツの公的年金保険における育児及び介護に対する支援』週刊社会保障No.2544
・ 江口隆裕『変貌する世界と日本の年金』法律文化社 ・ 井上誠一『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析』中央法規 ・ 各国政府HPIほか

(参考資料)

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

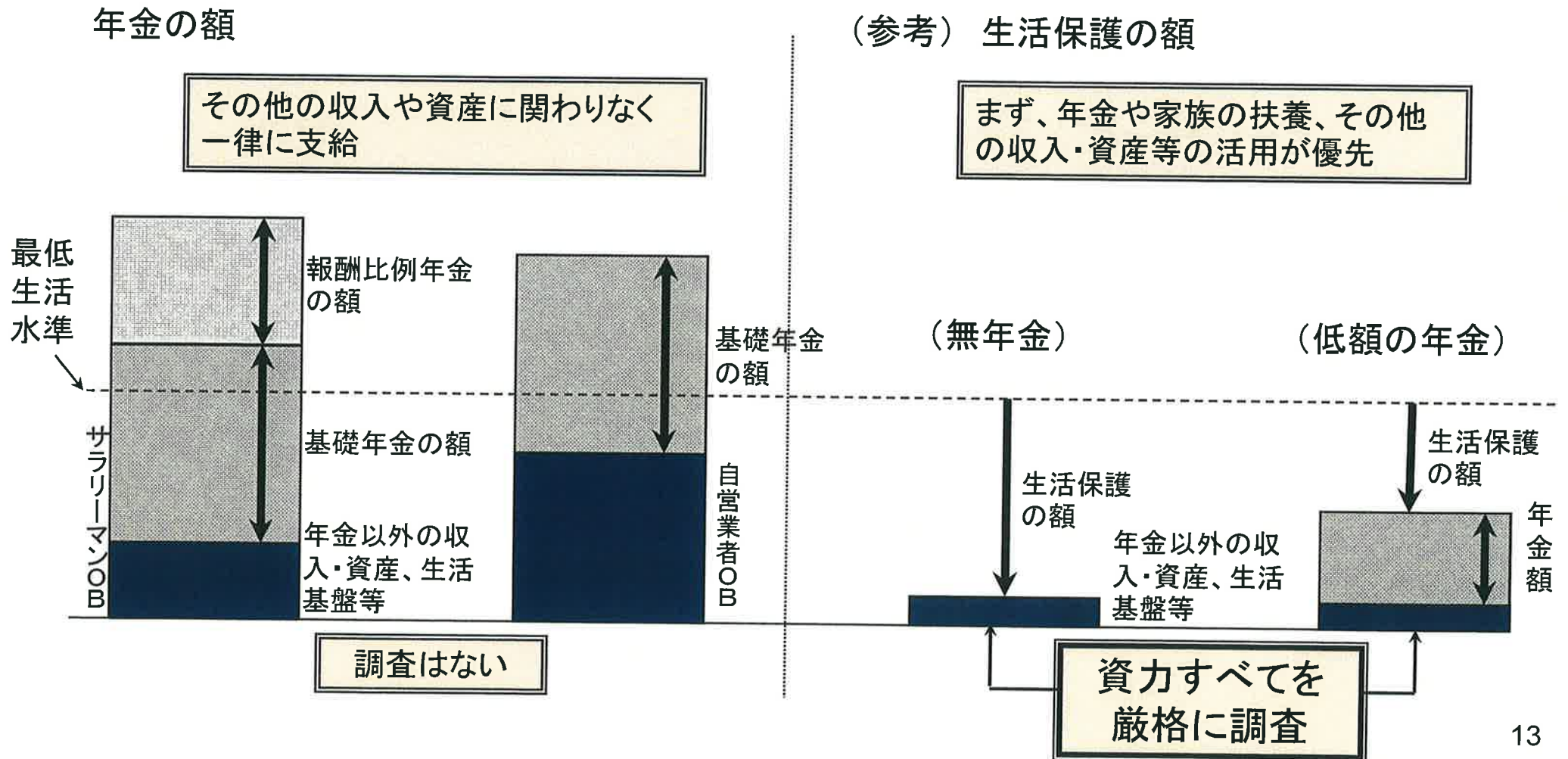
⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

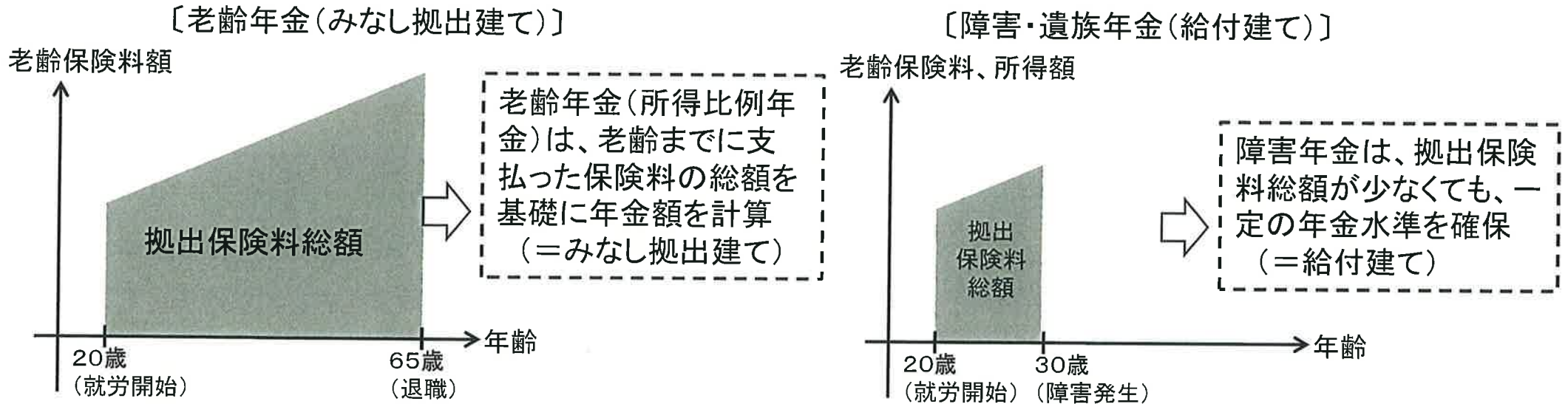
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方(資力調査が行われる生活保護との比較)

- 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
- また、受給時の個々の生活状況にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。



(参考)老齢年金で用いる「みなし拠出建て」と、障害・遺族年金で用いる「給付建て」の違い(イメージ)



《老齢・障害・遺族年金の制度区分の国際比較》

	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本(現行)	日本(新制度案)
老齢給付	同一年金制度 (給付建て)	同一年金制度 (給付建て)	同一年金制度 (給付建て)	同一年金制度 (給付建て)	老齢年金 (みなし拠出建て)	同一年金制度 (給付建て)	老齢年金 (みなし拠出建て)
遺族給付					遺族年金 (給付建て)		障害・遺族年金 (給付建て)
障害給付				医療保険制度の一部(※1)	現金給付を行う医療保険制度の一部(※2)		

(※1) フランスの医療保険制度は現金給付が原則であり、日本の医療保険制度とは異なる。

(※2) スウェーデンでは、現物の医療給付は税方式で実施しており、日本の医療保険制度とは異なる。

新しい年金制度（試案）とその論点について【素案】《現行制度付き》

平成24年9月

I 所得比例年金（老齢年金）

（現行制度）

1. 所得比例保険料（総論）

（1）保険料率

- 保険料率は、老齢給付分として、15%とする。被用者として給与を得ている者については、2分の1を、その事業主が負担する。
※障害・遺族年金の保険料は、所得比例保険料（老齢給付分）とあわせて別途徴収する。（Ⅲ参照）

*厚生年金
16.766% → 18.3%
(24年9月～)(29年9月～)
(老齢・障害・遺族分)

（2）保険料の賦課対象とする所得等

- 給与所得者については給与収入とし、事業所得者、農業所得者等（以下「事業所得者等」という。）については事業所得、農業所得等とする。
- 譲渡所得、利子配当所得その他の一時的又は資産性の所得は、賦課対象としない。
- 所得等が賦課下限額（所得税の基礎控除を参考に決定）に満たない旨を申告した者に対する保険料は、零とする。
- 所得等が賦課上限額以上である者に対する保険料は、賦課上限額（現行の厚生年金の賦課上限を参考に決定）に保険料率を乗じて得た額とする。

*厚生年金の賦課対象とする標準報酬は、給与収入に近い。
*標準報酬の上限は、月額62万円（賞与込みで年収1044万円）
*下限は月額9.8万円（年約118万円）（適用拡大後は月額8.8万円（年約106万円）

(3) 保険料の算定と納付

- 保険料は、年を単位として算定する。その納付は、給与所得者については各月ごとに分割して、事業主が源泉徴収して納付する。事業所得者等については半年を単位として納付する。ただし、事業所得者等についても、各月ごと等に分割して納付することを可能とする。

* 国民年金の免除基準の適用に用いるのは、税法上の総所得金額

* 現行の保険料は月ごとに納付

2. 自営業者の保険料

- 自営業者は、労働者としての性格と雇用主としての性格の両方を有することから、事業所得等に保険料率を乗じて得た額（＝被用者の場合の労使合計額相当）の保険料を負担する。
- 制度発足当初の経過措置として、保険料が現行制度の 1.5 倍以上 (P) になる事業所得者等（所得等が年〇〇万円 (P) 以上の者）について、制度発足から 9 年間に限る軽減措置を設ける。
 - ・ 軽減措置は、制度発足時の保険料は低く設定し、その後徐々に本来の保険料水準に引き上げ、10 年目から本来の保険料の負担を求めるように定める。
 - ・ 軽減措置は申請に基づくものとし、所得比例年金は、実際に納めた保険料を基に算定する。ただし、最低保障年金の算定に際しては、所得比例年金は、軽減措置を受けない保険料を納付したものとみなして計算したものをを用いる。

* 国民年金の保険料は月額 16,900 円（平成 29 年度以降。平成 16 年度価格）

3. 夫婦の保険料

- 夫婦のそれぞれが納付した保険料は、それらを合算して二分した額を、それぞれの納付保険料として記録し、所得比例年金の計算の基礎とする。
- 「夫婦」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の状況にあるものを含む。ただし、その適用を受けることについて、事前に申し出を行うことを要する。

* 厚生（共済）年金被保険者の被扶養配偶者（第 3 号被保険者）は、自己名義では保険料納付しないが、その配偶者と保険料を共同負担し、基礎年金の給付を受ける。

* 事実婚でも第 3 号被保険者となりうる。

4. 加入対象者

- ①日本国内に居住する 20 歳以上 65 歳未満の者、及び
- ②日本国内に居住する 20 歳未満又は 65 歳以上の者で、賦課下限額以上の所得等がある者

* 厚生年金は、適用事業所に常時使用される者（70 歳以上は

を加入対象者とする。

- 上記②に関し、制度切替時に 65 歳以上で、現行制度の年金を受給している者等についての経過措置を設ける。
- 日本国外に居住する 20 歳以上 65 歳未満の日本人等の任意加入を可能とする。
- 日本国内に居住する 20 歳以上 65 歳未満の者は、障害・遺族年金の加入対象者でもあるので、所得比例年金保険料と障害・遺族年金保険料を併せて納付する。

5. 所得比例年金（老齢年金）の給付設計

(1) 財政方式

- 財政方式は賦課方式であるみなし拠出建て方式とする。この方式は、納付した保険料は記録上は積み上がるが、現実に資金を積み立てるわけではなく、記録に基づく給付の財源は、次の世代が納付する保険料で賄われるものである。なお、制度切替時に存在する年金積立金も活用し、長期的な財政運営を行う。

(2) 年金額の計算

- 年金額の計算は、個人単位で行う。納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を、除数（年金支給開始（裁定）時の平均余命などを基準として設定）で割って、毎年の年金額を算出する方法（みなし拠出建て方式）で算定する。
- 納付した保険料を記録上積み上げる際には、みなし運用利回りを付利して計算する。みなし運用利回りは、1 人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね 100 年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 年金支給開始（裁定）後の年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

対象外)

* 国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の国内居住者
・ 納付期間が 40 年に満たない場合、65 歳に達するまで任意加入可能
・ 資格期間を満たさない場合、65 歳以降 70 歳に達するまで任意加入可能

* 現行制度は賦課方式を基本。
* 保険料水準を固定し、給付水準を調整しているため、拠出建てに近い財政運営。

* 賃金や物価でスライドするが、人口構成の変化を織り込んでいる（マクロ経済スライド）

(3) 受給要件（受給資格期間）

- 所得比例年金を受給するために必要な「受給資格期間」は、設けない。

*現在は25年（平成27年10月から10年）

(4) 支給開始年齢

- 所得比例年金の支給開始年齢は、(○歳以上で、)各加入者が選択できるものとする。その際の受給額は、何歳から受給開始した場合でも、数理的に中立なものになるよう、(2)の除数を設定する。

*国民年金（基礎年金）は制度発足以来65歳

*厚生年金は、60歳から65歳への引上げ途上（平成37年に65歳（女子は5年遅れ）

*繰上、繰下あり

(5) 次世代育成支援措置

- 所得比例年金の枠組みの中で、次世代育成支援措置として、子育て期の保険料減免又は子育てを行った者への年金加算その他の措置を行うものとし、その内容・財源措置の在り方について検討する。

*厚生年金について、育休期間（2年以内に産休期間も）の保険料免除あり

(6) 年金財政の検証と所要の措置

- 年金財政については、少なくとも5年ごとに財政検証を行う。出生率等の人口動態や、経済成長率、賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、みなし運用利回りの見直し、及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。
- 定期的な財政検証又は随時の財政計算の見直しに基づき、必要に応じ、将来の年金給付を確実にする観点に立った検討を行い、その結果に基づく措置を講じるものとする。

*5年ごとに財政検証を実施
*財政検証を踏まえた措置規定あり

Ⅱ 最低保障年金（老齢年金）

1. 最低保障年金の基本的な考え方

- 最低保障年金は、新しい年金制度に加入してきたが所得比例年金の額が低い者に補足的に給付し、所得比例年金と最低保障年金を合わせて、高齢期に一定額以上の公的年金を受給できるようにするもの。
- 現在の国民年金保険料は定額で、特に低所得者に負担感があり、一方で低所得者として減免措置を受けると将来の老齢基礎年金が低い額になる。この問題に対応し、低所得である若者などにも負担能力に応じた払いやすい保険料にするため、所得比例年金を導入するが、これを補足する最低保障年金と組み合わせることで、公的年金の給付額が、所得比例年金と合わせて一定以上の水準になるようにするもの。

2. 最低保障年金の給付設計

(1) 年金額の計算

- 年金額（満額）は、月額7万円（平成24年度価格）とする。
 - ・ 最低保障年金は、所得比例年金の受給額の少ない人に給付し、全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね月額7万円以上の年金を受給できる制度とするもの。ただし、(3)に記載するとおり、納付すべき保険料を納めなかった者や居住期間の短い者に係る例外あり。
- 最低保障年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

(2) 受給者の範囲

- 満額を受給できる者の範囲及び何らかの額を受給できる者の範囲については、
 - ① 生涯平均年収（＝保険料納付額に換算可能）で、零から一定の収入レベルまでは満額を給付し、それを越えた点（A点）より徐々に減額を行い、ある収入レベル（B点）で給付額を零とする。
 - ② A点、B点の水準については、財政見通しと合わせて、選択肢を提示する。

*基礎年金満額は65,541円（平成24年4月）

*賃金や物価でスライドするが、人口構成の変化を織り込んでいる（マクロ経済スライド）、

(3) 受給要件

- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が3年に満たない者には、最低保障年金は支給しない。
- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が40年に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、居住年数/40を乗じて得た額とする。
- 納付した保険料額が納付義務のあった保険料額に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、納付保険料額/納付義務保険料額を乗じて得た額とする。

(4) 支給開始年齢

- 最低保障年金の支給開始年齢は、65歳とする。

(5) 財源

- 財源は消費税とする。

*国民年金（基礎年金）は制度発足以来65歳
*繰上、繰下あり

Ⅲ 障害年金及び遺族年金

1. 制度の位置づけ

- 社会保険の仕組みにより、公的年金制度の中で障害・遺族給付を実施する。
- 障害・遺族年金は、加入直後に保険事故（障害や死亡）があった場合でも一定水準の保障が必要であることから、みなし拠出建てではなく、給付建てとする。したがって、老齢年金とは別制度とし、保険料は別建てで、財政運営も別建てとする。ただし、保険料は、老齢年金のための所得比例年金保険料と一体的に徴収する。

*老齢、障害、遺族は、一体の保険制度

2. 保険料

- 日本国内に居住する20歳以上65歳未満の者（障害・遺族年金加入対象者）は、障害・遺族年金保険料（その所得等の3%程度に相当）を、所得比例年金保険料と併せて納付しなければならない。

*保険料も一体（18.3%の内数）

3. 給付

(1) 障害年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中の傷病により障害の状態となった場合は、納付要件を満たさない場合を除き、障害年金を受給することができる。
- 障害年金の給付対象となる障害の状態は、現行制度（厚生年金）の3級以上に相当する状態とする。
- 20歳前に1級又は2級の障害の状態となった者については、20歳に到達し、障害・遺族年金加入対象者となった時に1級又は2級の障害の状態になったとみなして、障害年金を支給する。

*基礎年金は2級まで
*厚生年金は3級まで
*20歳前障害基礎年金制度あり。障害等級は2級まで。

(2) 遺族年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中に死亡した場合は、納付要件を満たさない場合を除き、その者に生計を維持されていた遺族は、遺族年金を受給することができる。
- 遺族年金は、自分の老齢年金を受給するまでに、生計中心者の死亡により遺族となった者で、自ら就労して生計を維持することが難しい者に対する制度として、「子育て中の遺族配偶者」及び「遺児」と「年金受給に近い（例えば、55歳以上）遺族」を支給対象とする。

(3) 年金額

- 障害年金額は、その者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額とする。
- 保証額は、障害1級の場合は8.75万円、2級の場合は7万円、3級の場合は5.25万円とする。配偶者がいる場合は○万円を、子がいる場合は1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）
- 遺族年金額は、死亡した者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額（7万円）とする。子1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）

1級の年金額は2級の1.25倍
3級の年金額は2級の4分の3

(4) 財源

- 財源は、保険料のほか、現行制度に投入されているものと同程度を、国庫が負担する。

4. 老齢年金との関係

- 障害年金受給者が65歳に達した後も、障害年金を選択することができる。
- 遺族年金受給者が65歳に達した後は、遺族年金は終了し、自己の老齢年金を受給する。

* 65歳以降も障害年金選択可能。

* 65歳以降も遺族年金を受けられる。(遺族年金が老齢年金の役割も果たしている)

IV 新制度への移行

1. 制度切替えの基本的な考え方

- 老齢年金(所得比例年金・最低保障年金)については、新制度への加入期間を基礎に算定し、現行制度への加入期間に対する給付(現行制度で納めた保険料に対する給付)は、現行制度に基づいて行う。したがって、制度切替時の現役世代は、将来、現行制度に基づく給付と新制度に基づく給付の合計額を受給する。
- 既裁定者(現行制度による受給者)に対する給付は、制度切替えによる影響を受けないものとする。
- 障害・遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡については、新制度で給付を行う。

2. 新制度発足とともに直ちに切り替わるもの

- 制度への加入ルール、保険料の納付ルールは直ちに切り替わり、現行制度の1号、2号、3号の被保険者区分はなくなる。
- 厚生年金の適用事業所か否か、あるいは労働時間や賃金によって労働者を厚生年金の適用対象とするか否か、といった区分を設けることなく、所得等に応じた一元化された保険料の徴収や記録管

理が開始される。(これを実施するための歳入庁も事前に発足していることが必要。)

- 現在の保険料負担からの円滑な移行がなされるよう、現在は1号である被用者本人及び事業主に係る制度発足から9年間に限る経過措置を設ける。
- 障害年金や遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡の保険事故については新制度で給付を行う。(再掲)

3. 移行期の費用負担の考え方

- 既裁定者等に対する給付費は、現行制度に対する国庫負担及び年金積立金並びに新制度の年金保険料の一部をもって充てる。
- 制度切替時に、既裁定者等に対する給付費として必要な額がどれだけであるかを明らかにするとともに、毎年度、年金保険料収入のうちどれだけが過去期間給付(=現行制度の給付)に充てられたかを明らかにする。

V 制度運営の基盤に関する事項

1. 保険料の徴収

- 所得比例年金(老齢)及び障害・遺族年金の保険料は、一体として徴収する。
- 年金保険料は、所得税と併せて徴収することを基本とする。
- これらの徴収機関は、歳入庁とする。

2. 国庫負担

- 最低保障年金は、全額国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
- 障害年金及び遺族年金給付費の一部(注)は、国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
(注) 現行制度における国庫負担を参考として検討

3. 執行機関

- 年金保険料の徴収機関は、歳入庁とする。
- 日本年金機構を改組し、記録管理及び給付を行う年金給付組織を設ける。
- 年金給付組織は、歳入庁と情報連携して、事務処理を行う。

4. 施行日

- 歳入庁の発足の△年後とする。

高齢者医療制度の課題

○75歳以上の独立制度としたことから、それ以外の年齢層と比べて保険料の上昇スピードが速いという問題が生じた。

○「年齢による差別」と受け止められた。

〈運用面〉 75歳以上という年齢に着目した診療報酬17項目を廃止するなど、可能な限り対応済。

〈制度体系〉「高齢者医療制度改革会議」で後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も、現役世代と同様に、国保か被用者保険に加入する案をとりまとめ。

○制度の枠組みを超えた課題

●高齢者の医療費の伸びを、どう適正化していくか。

●国保や被用者保険が運営上の課題を抱える中、高齢者医療制度を支える現役世代の負担を、どう分かち合うか。

●世代間・世代内の負担の公平を、どのように図っていくか。

国民健康保険の課題

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合・・・市町村国保(31.3%)、協会けんぽ(4.8%)、健保組合(2.6%)、
- ・加入者一人当たり医療費・・・市町村国保(29.9万円)、協会けんぽ(15.6万円)、健保組合(13.8万円)

②所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得・・・市町村国保(84万円)、協会けんぽ(137万円)、健保組合(195万円)

③保険料負担率が重い

- ・加入者一人当たり平均保険料／平均所得・・・市町村国保(9.7%)、協会けんぽ(7.1%)、健保組合(4.8%)

④財政運営が不安定な小規模保険者

- ・3000人未満の小規模保険者・・・1723保険者中417(全体の1/4)

⑤保険料の格差大

- ・全国の市町村間格差・・・4.5倍
- ・都道府県間格差・・・1.7倍
- ・都道府県内格差(応能割率)・・・最大4.4倍(北海道)、最小1.4倍(富山県)

⑥一般会計繰入・繰上充用が常態化

- ・一般会計繰入(決算補填目的等)又は繰上充用を行っている保険者
・・・1723保険者中1029保険者(全体の6割)
- ・決算補填等のための一般会計繰入金・・・3,582億円
- ・前年度繰上充用金・・・1,811億円

※数値は全て平成22年度

被用者保険の課題

①被保険者の所得水準停滞

- ・被保険者一人あたり標準報酬月額の推移

協会けんぽ・・・28.3万円(17年度)→28.5万円(19年度)→27.9万円(21年度)

健保組合・・・37.0万円(17年度)→37.0万円(19年度)→36.2万円(21年度)

②保険者間に大きな財政力格差

- ・被保険者一人あたり標準報酬総額

協会けんぽ370万円、健保組合536万円(22年度)

- ・健保組合の被保険者一人あたり標準報酬総額

最低:262万円 最高:1200万円(22年度)

③協会けんぽの保険料率が大きく上昇

- ・協会けんぽの保険料率

8.2%(21年度)→9.34%(22年度)→9.5%(23年度)→10.0%(24年度)

④高齢者医療への拠出金負担増大

- ・義務的支出に占める高齢者医療拠出金(後期、前期)の割合

協会けんぽ・・・39.3%(21年度)→41%(25年度推計)→43%(32年度推計)

健保組合・・・44.8%(21年度)→47%(25年度推計)→50%(32年度推計)

⑤保険者を超えた被保険者の移動が拡大

- ・非正規労働者の割合

16.4%(1985年)→34.3%(2010年)

高齢者医療制度改革会議とりまとめに基づく見直しの骨子(民主党案)

後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる。

1 後期高齢者医療制度の廃止

後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の高齢者も国民健康保険又は被用者保険に加入することとする。

<施行期日>

平成27年3月1日

(3~5は、平成27年4月1日)

2 国民健康保険の75歳以上の被保険者に係る都道府県単位の財政運営

市町村が行う国民健康保険について、75歳以上の被保険者に係る財政運営を都道府県が行う仕組みとする。

3 公費負担割合の引上げ

75歳以上の給付費に対し、現役並み所得を有する方についても公費負担を行うこととし、公費負担を実質47%から50%に引き上げる。

4 高齢者保険料負担率の計算方法の見直し

75歳以上の保険料の伸びが現役制度を上回らないよう、高齢者保険料負担率(約1割)の計算方法をより公平に分担する仕組みに見直す。

5 高齢者医療支援金の総報酬割

75歳以上の給付費に対する高齢者医療支援金(約4割)について、被用者保険者間の按分方法を、各保険者の総報酬に応じた負担とする。

6 将来像

この法律の施行後5年を目途として、市町村が行う国民健康保険について、全ての被保険者に係る財政運営を都道府県単位化する。

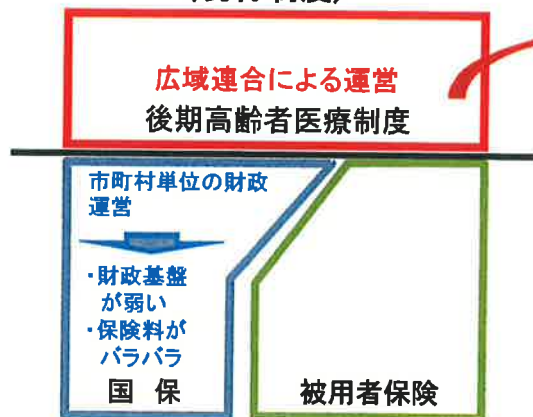
※70歳以上75歳未満の患者負担の見直しについては、平成25年度以降のいずれかの時期に70歳に到達する方から本則に戻すことを、平成25年度の予算編成過程で検討する。併せて、75歳以上の方に係る保険料軽減の特例措置を見直すことも検討する。

※市町村国保の低所得者に係る保険料軽減措置の対象世帯の拡大等を行う。

※市町村国保の広域化(都道府県単位化)を進めるため、国としての財政支援を図る。

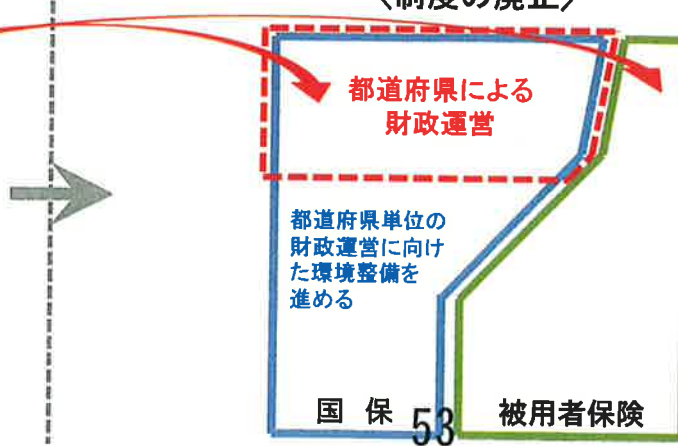
【現行】

<現行制度>



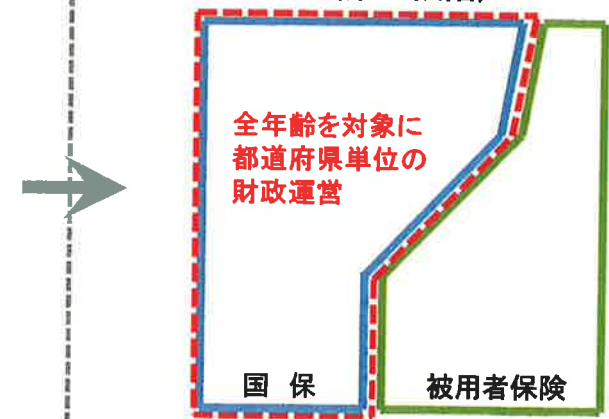
【平成27年度】

<制度の廃止>



【平成32年度】

<第二段階>



国民健康保険法等の一部を改正する法律案要綱案（仮称）（民主党厚生労働部門会議案）

第一 改正の趣旨

後期高齢者医療制度を廃止し、七十五歳以上の者に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずること。

第二 国民健康保険法の一部改正

一 被保険者に関する事項

市町村の区域内に住所を有する七十五歳以上の者（健康保険等の被保険者等を除く。）を被保険者とすること。

二 保険給付に関する事項

七十五歳以上の被保険者（一定以上の所得を有する者を除く。）の療養の給付に係る一部負担金の割合を一割とすること。

三 市町村が行う七十五歳以上の被保険者に係る国民健康保険事業に要する費用の負担に関する事項

1 市町村は、一般会計から、療養の給付等に要する費用の額の十二分の一に相当する額に、国が健康保険等の七十五歳以上の被保険者等の療養の給付等に要する費用の額に対して負担する額の合算額の

六分の一に相当する額を加えて得た額を、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れること。

2 都道府県は、市町村が行う療養の給付等に要する費用の額から1の繰入額を控除して得た額を市町村に対して交付する事業を行うこと。

3 国は、都道府県に対し、市町村が行う療養の給付等に要する費用の額の十二分の三に相当する額から、国が健康保険等の七十五歳以上の被保険者等の療養の給付等に要する費用の額に対して負担する額の合算額の三分の一に相当する額を控除して得た額を負担すること。

4 国は、都道府県に対して調整交付金を交付することとし、その総額は市町村が行う療養の給付等に要する費用の額の見込額の十二分の一に相当する額とすること。

5 都道府県は、一般会計から、市町村が行う療養の給付等に要する費用の額の十二分の一に相当する額に、国が健康保険等の七十五歳以上の被保険者等の療養の給付等に要する費用の額に対して負担する額の合算額の六分の一に相当する額を加えて得た額を、当該都道府県の2の事業に関する特別会計に繰り入れること。

- 6 市町村が行う療養の給付等に要する費用の額に、一から高齢者保険料負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額については、高齢者医療交付金を充てること。
 - 7 高齢者保険料負担率は、全ての医療保険者に係る七十五歳以上の被保険者等及び七十五歳未満の被保険者等の人口変動及び保険料総額を基礎として、二年ごとに改定すること。
 - 8 市町村は、2の事業に要する費用に充てるため、都道府県が定める基準保険料率に従い市町村が定める保険料率に基づき、七十五歳以上の被保険者について保険料を賦課及び徴収し、これを都道府県に納付するものとする。
 - 9 国及び都道府県は、それぞれ、市町村が行う高額な医療に関する給付に要する費用のうち、七十五歳以上の被保険者に係る保険料等で負担する額の四分の一に相当する額を負担すること。
 - 10 市町村は、一般会計から、所得の少ない被保険者につき保険料を減額した額について、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることとし、都道府県は、繰入金金の四分の三に相当する額を負担すること。
 - 11 都道府県は、財政の安定化に資する事業に充てるため、財政安定化基金を設けること。
- 四 高齢者医療支援金に関する事項
- 1 高齢者医療交付金の交付に要する費用については、社会保険診療報酬支払基金が医療保険者から徴収する高齢者医療支援金を充てること。
 - 2 国民健康保険の保険者に係る高齢者支援金の額は、当該保険者の加入者数に応じた額とすること。
 - 3 被用者保険等保険者に係る高齢者医療支援金の額は、当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた額とすること。
- 五 六十五歳以上七十五歳未満の者に係る医療保険者間の費用負担の調整に関する事項
- 1 社会保険診療報酬支払基金は、各医療保険者の加入者数に占める六十五歳以上七十五歳未満の者の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、医療保険者に対して、費用負担調整交付金を交付すること。
 - 2 費用負担調整交付金の交付に要する費用については、社会保険診療報酬支払基金が医療保険者から徴収する費用負担調整納付金を充てること。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 健康保険法の一部改正

一 被保険者等に関する事項

- 1 適用事業所に使用される七十五歳以上の者は、被保険者とする。
- 2 被保険者に扶養される七十五歳以上の者は、被扶養者とする。

二 保険給付に関する事項

七十五歳以上の被保険者（一定以上の報酬を有する者を除く。）の療養の給付に係る一部負担金の割合を一割とすること。七十五歳以上の被扶養者の自己負担割合についても同様とすること。

三 費用の負担に関する事項

- 1 国庫は、七十五歳以上の被保険者及び被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の額に百分の五十を乗じて得た額を負担すること。
- 2 七十五歳以上の被保険者及び被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の額に、一から高齢者保険料負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額については、高齢者医療交付金を充てること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 船員保険法の一部改正

被保険者等、保険給付及び費用の負担に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。

第五 高齢者の医療の確保に関する法律の廃止

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）は、廃止すること。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年三月一日から施行すること。ただし、第二の三から五まで及び第三の三については、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、市町村が行う国民健康保険について、全ての被保険者に係る財政運営を都道府県単位化することに關して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、定期的に高齢者医療に対する国、都

道府県及び市町村の負担の在り方に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 経過措置

所要の経過措置を設けること。

五 関係法律の整備

- 1 国家公務員共済組合その他の共済組合各法につき、健康保険法の改正に準じて、所要の改正を行うこと。
- 2 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

※ 各医療保険者の七十歳以上七十五歳未満の加入者（一定以上の所得等を有する者を除く。）の療養の給付に係る一部負担金の割合の見直しについては、平成二十五年度以降いずれかの時期に、七十歳に到達する者から健康保険法等の本則に規定された割合を適用することを、平成二十五年度の予算編成の過程において検討する。併せて、七十五歳以上の加入者に係る保険料の負担軽減のための特例措置を見直すことも

検討する。

※ 市町村が行う国民健康保険の低所得者に係る保険料の負担軽減のための措置の対象となる世帯の拡大等を行う。

※ 市町村が行う国民健康保険の広域化（都道府県単位化）を進めるため、国としての財政支援を図る。

※ これらを踏まえ、平成二十四年の通常国会に後期高齢者医療制度の廃止に向けた見直しのための法案を提出する。